

第十九回国会 衆議院 農林委員會 議録 第二十五号

昭和二十九年四月一日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 佐藤洋之助君

理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君

理事 吉川 久衛君 理事 芳賀 貢君

理事 川俣 清吉君

秋山 利恭君 小枝 一雄君

佐藤善一郎君 寺島隆太郎君

降旗 徳弥君 松岡 俊三君

松山 義雄君 神戶 眞君

松浦周太郎君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中澤 茂一君 中村 時雄君

安藤 覺君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 (農地局長) 平川 守君

林野庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

外務事務官(欧米局移民課長) 石井 喬君

事務取扱 石黒 四郎君

外務省参事官 和栗 博君

農林事務官 (農地局管理課長) 大塚 常治君

農林事務官 (農地局建設課長) 白井 俊郎君

農林事務官 (農地局復興課長) 日井 俊郎君

農林事務官 (農地局政務課長) 藤村 重任君

農林技官(林野庁指導部長) 東谷伝次郎君

農林技官(林野庁指導部長) 小峰 保栄君

會計検査院 事務官(検査第三局長) 小峰 保栄君

四月一日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として降旗徳弥君が議長の指名で委員に選任された。

本日開議に付した事件

保安林整備臨時措置法案(内閣提出第一〇号)

農地問題に関する件

農林業施設の災害復旧事業に関する件

農業移民に関する件

○井出委員長 これより会議を開きます。

保安林整備臨時措置法案を議題といたします。昨日に引続き、質疑を行います。芳賀貢君

○芳賀委員 最初に保安林整備臨時措置法案と森林法との関係について、長官にお尋ねしたいと思ひます。森林法は昭和二十六年から施行されておるわけですが、この森林法の持つねらいといふものは相当広汎であります。現在の国有林以外の林野は私有化されておるわけでありまして、これに對して森林法は、ある程度社会性を持つたような意味において全国の森林を規正して、国家目的に即応したような方向にこれを指導、育成するといふところに一つの目的があるといふふうに考へておるわけでありまして、しかし私たちが觀察するところによりますれば、法の持つ内容が具体的にどの程度その効果を現わしておるかという点に對して、いささか疑念を持つわけでありまして、たとえば森林法第四條によりまして、森林基本計画が策定せられまして、この原則的な方針によりまして、「一 幼齡林を皆伐しないこと。二 幼齡林については、育林上必要な週期的間伐をすること。三 皆伐した伐採跡地に、伐採後二年以内に造林すること。四 急傾斜地における森林を皆伐しないこと。」等、今後の林野行政の上において当然確保せられなければならないという基本的な原則がうたわれておるわけでありまして、これらの点が、法の施行後においてどの程度實際の効果をあげておるかという点について、まずお尋ねしたいわけでありまして、

○柴田政府委員 森林法におきまして、農林大臣が基本計画を策定いたしました。これによつて森林区ごとに都道府県知事が森林計画を樹立し、あわせて実行案の策定をそれらの所有者にさせることによつて、一定の方針で経済性と公益性をかねた計画的な作業をする建前になっております。当初におきましては、需給の情勢等とあわせ、かつ法律の徹底不十分というような点から、御指摘のごとく、その効果を十分に發揮するところまでは參つておらなかったことを率直に認めざるを得ないのでございまして、最近におきましては、相当趣旨も徹底いたしまして、森林法によりますれば林業の特性を所有者自体に相当認識していただきまして、

順次目的を達しつつある、かように私考えております。その一つの事例と申しますか、実情を申し上げますと、昭和二十七年におきましては、森林計画に對する違反の事例が非常に多かつたのでございまして、制限林につきましては二千七百七十八件も違反の事例があつた。普通林につきましては、六万一千四百六十三件という龐大な違反の事例があつたのでございまして、それらに對しまして処理をとり、反省を求め、あるいは訂正を願つて參つたのであります。二十八年度におきましては、明確な数字の集計はまだできておりませんが、一応の推定から申し上げますと、前年度の三分の一程度の違反がある見込みでありまして、森林計画が順次軌道に乗つて參つておりますことは、申し上げ得ると存するのでございまして、森林法に規定いたしております森林計画が、一応森林法が目的としたておりまして効果を期待する方向に、かなり急速に進んでおる。かように申し上げ得ると考へております。

○芳賀委員 森林の場合においては、民有林はその所有の制限の制限とか、売買等に対する制限等が、農地法に基くところの農地の制限等と比べて、非常に緩慢な措置がとられておるわけにございまして、これらの点に對して、森林法を完全に実施して行く上において、何らかの欠陥がそこにあるやのごとく私は考へるわけでありまして、今度の保安林整備臨時措置法をつくる場合においても、この計画を具体的に促進する

るためには、民有林を、場合によつては強制買上げまでも行わなければならないところまで行くわけでありまして、そういうことを考へた場合に、最近において、特に民有林の集中化が行われるような気配も感ぜられるわけでありまして、そういう点に對しては、長官はどのように判断されておるか。

○柴田政府委員 お答えいたします。御指摘の通り、現在森林の所有に關しましては、全然制限はございません。わが国の大きな特徴として、森林が非常に零細化されておる、このことが国家的な見地から見ます林業経営、すなわち計画的な林業経営に對しまして、非常に困難な環境にあることは否定できないのでございまして、ただし、この際所有形態を大規模の経営に統一するためにどうこうする、あるいは適正規模を見出してそれに適正配分するやうなことがはたして必要かどうかといふことで、いろいろ検討してゐるのでございまして、実情に照しますと、今日何といたしましても、この零細な所有者の森林に統一的な計画を行うために、森林の協同組合、すなわち森林組合の適正な発達を企図する以外には、実は有効な方法がちよつと見出し得ないと思へてゐる次第でございまして、私も、私どもとしましては、これも森林法の規定に基く森林組合の発達、発展に期待して、これが強化に努力することによつて森林の所有形態と森林の計画事業に關する悩み——と申せば悩みでございまして、悩みの解決の方

法を見出したい、かような考え方で努力したという次第でございます。

○芳賀委員 これは単なる一例でありませんが、たとえば王子製紙のごときは相当大なる社有林を持つて居るわけでありまして、これらの所有の林野を、パルプ用材等にできるだけ現在伐採しないような形の中に置いて、一方において国有林を特売する場合においては、その用途を指定して、そのうち何割はパルプ用材等に提供せよというような条件が附加されているような場合もあるわけでありまして、そういうようなルートを経て、巨大な製紙資本のごときは、国有林の特売等を通じて特定の用材確保等を行つて、自己の占有している林野をそれほど伐採しておらぬ。一方においては相当積極的な造林を行つて、国の造林に対する補助金の相当多額のもの獲得しているというような傾向も見受けられるようであります。こういう点は単なる個人の林野の所有とはまた異なつたケースであるというふうに考えるわけでありまして、このようにして、零細なる私有林のごときも一つの企業のもとに集中されて行くというようなことは、やはり国の方針としても、ある程度排除するといふことが必要でないかと考えるわけでありまして、これらの点に対してはどのように考えておりますか。

○柴田政府委員 パルプ業界が手山を造成してパルプ企業の安定をはかる場合、一つの集中ということになり、かつ会社経営の恣意的な方向で林業の計画制を破綻しはしないかどうかというふうなお尋ねだと存じます。私も同意的な考えは、これを阻止することとはできないと思ひますし、またかよ

うな手山による造成を計画的に行われたいというところ、森林計画の一環として、一つの所有形態においてなされるという場合に、これは必ずしも否定すべきことではないんじやないか。かように考えております。しかしながらこれを国が特に援助をいたして、手山を特定の用途のために多く持たせるというところは、全体の森林計画の上から望ましくない方向も出て参ると考えられます。たとえばパルプ用材のためにパルプ備林というものが随大に実施されるということになりますれば、一般の建築用材に向けられるものの比率が非常に少なくなつて、伐期の低い山が多くなる、こういうことは全体の森林計画の上からは必ずしも妥当でない。

私もその考え方としては、林業全体を通じて土地の生産力を最も高度に發揮できるように林業経営をし、その生産される用材をより適材を適所に配分して御使用を願ふ、かような方向に国としては考えるのが妥当である。かような見解をとつておりますので、それらの業界、特に強力なのはパルプ業界のパルプ備林造成の計画でございますが、これを阻止するといふ考えもございませぬが、特に国としてそのために便宜を与える、あるいは計画を助長するといふこともどうかという考え方、特別な措置はどうかと存じますし、将来もその考えはございませぬ。

○芳賀委員 私のたゞいま申し上げた点を、長官は十分御理解できなかったのかもしれませんが、私の言うのは、国有林採下の中、特売を行う場合に、用途を指定して、大体五〇％くらいはパルプ用材として特売を受けたもの

の中からそつちに提供されるようなことになつて居ると思つて居るわけでありまして、そうすると、パルプ業者は、その低廉な国有林の採下によつて原料を確保して行く。一方においては自己の持山がだん／＼育成されて行くことは、結局それだけ資本的に見ても、利潤的に見ても、それが増大されて行くという傾向が一方においては出て来るわけである。だから一方においては国が特に廉価なる条件によつてその原料を提供してやるということ、そのことによつてその会社の所有林がだん／＼育成されて行くという相関関係の上に立つた場合において、これは一つの矛盾があるんじやないかと思つて居るわけでありまして、もちろん林野の事業の中から今年—今年の計画を見ても、三十億以上の純益があるとしても、それらの純益と、国有林を払い下げて、その採下を受けつた一つの企業体の中において生れた利潤というものとを比較は、比較にならぬものがあると思つて居るわけでありまして、そういう観点の上に立つた場合において、これは検討をする余地が十分あるのではないかと存じます。

○柴田政府委員 国有林の立木処分の場合の条件として、適木を適當の用途に振りわけいただく、こういうことのために立木の伐採業者に特売をいたす場合には、ある程度用途の指定をするといふことが、適材を適所に利用していただくというために必要であると思つて居るわけでありまして、端的に申し上げれば、パルプ用材として非常に適当な山であるとすれば、パルプ会社に特売するといふことが一番妥当であるかもしれませんが、ただいまのお話の場

合のごときは、各種の用途への適材が配合されておるといふ場合に、木材会社を通じてそれ／＼の用途に配る。その際にパルプ用材へ幾ら、あるいは坑木へ幾ら、製材用材としてどれくらいという指定をすることになると思ひますが、そのことがパルプ業界を利益させて、その利益によつて手山が造成される、こういうように直接の相関関係があるかどうかということが、それだけできめられるかどうかということが、多少問題があると存じますが、結果から申しまして、あるいはそういうことによつてパルプ会社が相當の利益を得る、それが手山にまわるといたしまして、現在の情勢をいたしましては、必ずしもそれを否定しなくてもいいじやないかと、現在枯渴いたして居ります森林資源をあらゆる方法を講じて増強するといふ一つの方法になるのではないかと存じて居りますが、もし手山の準備をいたさないとすれば、現在のパルプ工業界の趨勢からいいますと、年々相當急激な需要の増大を来しまして、これが契機となりまして木材の不当な価格のつり上げ、変動等を来す原因になる。これを緩和しつゝ需要の合理化と材價の安定をはかる手段としても、会社の利益を手山の造成に使われるといふことは、つまりその一部に国有林材の採下利益が充てられても、これは特に不当であるといふことではないかと思ひますし、これは考慮して居ります。

○芳賀委員 私の申し上げたい気持は、今度の法律を見ると、これは一つは、進歩だと考えておるのであります。今のような保守党政権下において、結

局国土保全というよう大きな国家目的のもとに、これらの事業が一つの発展を遂げようといふことに對して、今後の林野行政が一つの社会性を帯びて来るといふことは、これは何ともしても否定できないと思つて居るわけでありまして、そのような観点に立つた場合においては、ただいま長官も若干触れられました、これは国有林といわず、民有林といわず、一つの総合計画の必要が出て来ると思つて居るわけでありまして、たとえば林野の育成の問題にしても、それから伐採等の計画の場合においても、それらを全国の需給関係あるいは用途別等に分類して、総合計画のもとにこの事業が行われるということが、効率的でもあるといふふうに考えるわけでありまして、そういう場合におきましては、単に保安林の整備という限られた見解だけでなくて、もう少し広汎なる意味における現行法の検討等も加えて、この機会にこれをさらに前進できるような方向に持つて行く必要があるのではないかと存じます。かような点に對してどのようにお考えになつておりますか。

○柴田政府委員 その点に關しましては、私もよくお説の通りに考へて居ります。端的に申し上げれば、森林法に盛つて居ります森林計画が、文字通り適正に厳守されて実施されるということになれば、実は今回の保安林の整備というふうな、特別に抜き出している方法を必要としないと思ひます。かような考えは、実行にあたりまして、現在の森林法に盛つて居ります程度の計画性と実施に對す

る国の力では、実際問題として十分と

いうところまで、実施の面でなか／＼確信が持てない。しかも保安林につきましても、森林計画には、大体普通林とただ指定事項を強化した程度において森林所有者にまかしてある。このままではまず国土保全のための公共性の強い部分だけでも非常に不安があるというところで、今回は保安林の経営、実行内容まで触れて、これだけは少くも国家がもう少し強く計画をし、あるいは指導監督もできる方法をとりたいという、一つの前進とお考えいただく以外にはないわけでございます。これも端的に申し上げれば、経過的な問題ということになると思えますが、私もは所有者の御理解によりまして、森林計画がだん／＼軌道に乗って来るという期待を持っておりますが、これがどうしても期待の方向に進み得ないということになれば、全般を通じて森林法の根本的な改正という問題も、将来考えなければならぬときもあるのではないかと、これは、当然想定されるのでございますが、一まず前進するという見通しをもつて、現在どうしても時期的に急がなければならぬ保安林の整備を進めさせていただきたい、かような見解から進めておることを、御了承願いたいのであります。

○芳賀委員 次に法案の具体的な点に對して若干触れて伺いたいと思ひます。今度の整備計画を進める場合において、流域別の区域を決定することになつておりますが、これは昨年の災害等をもとにして、災害の非常に甚大である地帯をまず優先的に行うというような考え方で、この流域別の区域指定を行う方針でありますか、その点をお伺ひいたします。

○柴田政府委員 流域指定の問題は、ただいまお尋ねのごとく、昨年度あるいは最近における災害の激甚な地域だけという考え方はないのでございます。まして、全国にわたります重要な水系全部を検討いたしまして、これが実情からいたしまして、これが社会的、経済性あるいは民生等の問題を一定の基準に従つて評価——という用語がありますが、一つの基準に従つて評価いたしまして、その重要度に応じて総合的に確保しなければならぬ地域を確定いたしまして、これを対象として整備いたします。従いまして、国土全体をこの森林業経営特に保安林制度の活用という面から検討いたしまして、保安林を整備する、こういう考え方に立つておる次第でございます。必ずしも災害があつたからそれを修復するための指定であるというばかりではなく、将来への国土保全の確保のための計画を全部盛つた対象として考えさせていただきます。こういふ考え方でございまして。

○福田(憲)委員 芳賀委員のお許しを得まして、関連して一つだけお聞きしておきたいと思ひますが、ただいま流域指定の問題がありましたが、ただいま流域指定の区域の選定は、林野庁におかれましては、この保安林の買上げと非常なる関連があるものだろうと私は思つておりますが、この保安林整備臨時措置法案に對する総合資料という観点からいたしまして、この重要地域の選定は、いかにして決定するか、たとえば流域全体を森林砂防、発電、河川、灌漑、防災等の見地はもちろんで、社会的、経済的、政治的の総合的観点に立ちまして、関係各官庁並びに関係各方面と御協議の上決定されたものと思われ

れますが、この点に關して、私は過般の林業小委員会におきまして資料の要求をいたしておりましたが、まだその御提出がありませんので、早急に御提出をいただきたないのでございます。抽象的なものでなく、選定の基準はどのようなところに置いておるか、その具体的な資料をいただきたないのでございます。

それからこの保安林整備臨時措置法案を作成するにあたりましては、この法案の根本的な考え方は、一体どういふ点に重点を置いておるか、ただいま芳賀委員の御質問の中にも、森林行政の考え方に關する基本的な点にお触れになつたようでございますが、私もその点を非常に重視しておるわけでございまして、保安林は、将来におきましては國家の買上げと申しまするか、國家管理を建前としてこの法案を立案されたのかどうか。言うなれば、普通林つまり民有林とか公有林の状態で保安林を置いておつたならば、非常に国土保全上さしつかえがあるのかどうか。もの考へ方の基準といたしまして、林野庁はこの点についてどういふお考えをとつておられるのか。従いまして保安林の考え方といたしまして、民有保安林、公有保安林の現在の状況がどうなつておるか、この点に關するいろいろな資料をいただきたないのであります。

さらに資料として申し上げますと、この保安林整備臨時措置法を作成するにあたりまして、その法案の裏づけとなつておるところの各種の資料の御提出が私はまだ十分でないと思われ

ございますが、保安林につきまして非常に重要な一つの転機をなすものと私は思ひますので、この点に關しまして、いろいろの説明資料をもう少しいたしまして、この基礎の裏づけとする内容をわれ／＼は承知したいのであります。今まで農林当局から、この法案の裏づけをなすものにつきましていろいろ御説明がありました。現有保安林約二百二十万町歩、あるいは重要水源につきさらに七十万町歩の増強をなす、あるいはさしかえをい／＼やる、総面積三百万町歩を目的とする保安林の現在の実効が上つたと言ひ、上らざると言ひ、い／＼な御説明がありました。各人各様その数字の内容は食い違ひのあります。この点につきまして、私はもう少し具体的な資料を御提出いただきたないのでござい

ます。この法案を提出されるやに聞きましてから、国内において相當の反響を呼んでおるのは事実でございます。これは過般農地改革が行われまして、きの農地法と同じような考え方、この森林についてもとられるのではあるまいか。こういう考えが世間を風靡いたしまして、この法案の提出、従つてこの法律の条項の具体的な内容が世間に知られざる前に、この買上げは強制を内容とするものであるか、これは農地法との關係はどういふふうになつておるか、私有林に對してどういふ働きかけをするか、農林省、林野庁の根本的な考え方は一体どういふ点にあるか、こういう問合せがひんびんと出て参りまして、相當の恐惶を來しておることも事実であります。こういう点につきまして、資料の御提出を煩わしたのでございます。法案の個々の点につきましては、逐次この審議が進むに従ひまして、お許しを得て質問いたしたいと思ひわけであります。たとえば森林審議会の使ひ方、この中には地方における森林審議会は一つも出て来ないのであります。保安林の買上げをいたします場合において、中央だけで事足りるか、あるいはまた担保権の問題、免税の問題、こういう税の軽減に關する問題等、なか／＼個々について検討を要する問題も多いかと思ひますが、いずれにいたしまして、この法案の審議を進める際におきまして、その基礎資料となるものについて、今申し上げたような点につきまして、一応早急に資料の御提出を煩わしたのでござい

ます。

○足鹿委員 資料について。今福田委員から資料の要求がありました。私も一点だけお願いしたいと思ひます。あとで私の發言の際に意見は述べたいと思つておりますが、先ほど芳賀委員も指摘されたように、基本法である森林法の改正についてはこれを見合せ、保安林整備臨時措置法として臨時措置法を御提出になつた意味が、私どもあまりよくわからないのであります。元來は保安林整備法で行くよりも、森林法そのものを基本的に改正をして目的を達成して行く、それに関連して今回の法案が同時に提出されるならば意味がわかりませんが、かんじんの森林法はそのまゝにしておいて、整備措置法を御提出になつたという点について、法案そのものには根本的な異論は持つておりませんが、何か納得の行かない、割切れない印象を受けます。すなわち森林法におきましては保安林の施設制限の規定があります。これに對して補

償の規定もあるのですが、この施業制限を発売した事例はいくらあるか。という範囲に及んで行つたか。またその補償についてはどういう補償を行つたか。こういうような森林法によつてとられた措置を、この際資料として御提示を願いたい。突如としてこの法案が出たのは、首相のお声がかかりによつて、昨年の大風水害等からあわただしく、脚光を浴びたようでありますが、当局は森林法そのものによる保安林対策を意つておつたのではないか、こういう印象を受けるのであります。ただいま申しました森林法に示された保安林関係の施業制限であるとか、その補償であるとか、あるいは補償要求があつたが、補償はこういう理由によつてしなかつたとか、そういう一つのような一連の資料を御提示願います。

○中澤委員 資料について。買上げ対象になる保安林の各県別の面積、それから強制買上げする場合代替として国有林を払い下げる各県別の予定面積、この二つの資料を要求します。

○柴田政府委員 福田委員のお話の点に關しましては、それ／＼資料も整備いたしておりますが、なお不足の資料を整備いたしまして、至急提出いたしたいと存じますが、ここで特に申し上げておきたいのは、地域指定の問題を非常に御懸念になつておりますが、現在一応の試案はいたしておりますが、地域指定はいたしておりました、将来も地域指定に關しましては、相当考慮いたして参らなければならぬと考へておりますので、現在いまだ地域指定はいたしておらないということをお願いいたします。

す。それと法案の根本的な考え方、この問題については、条文の御審議を願う場合にさらに詳細に申し上げたいと存じておりますが、森林法に盛つておりますこと自体も、相当国家管理の考え方をいれて森林法は制定されておりますが、特に保安林に關しましては、いまだ十分でないというために、これを強化するということが大體の根本であるというふうな御了承願ひたいのであります。なおこの法案に保安林の強制買上げという条項を含んでおるので、内容を十分御検討願つていない面は、あるいは林野の強制買上げというふうな簡単に考えをいたした誤解があるはつきり申し上げておきたいので、この際はつきり申し上げておきたいので、国が買上げて国が経営をした方がより安全であるという意味で、御相談の上で売買できる方法で買上げたいというのが主眼でございます。強制で買上げるといふ場合は、特に指定せられておられます施業要件を守つていただけない場合に、手を十分に尽しました、しかもなお違法な行為を進められる場合に、しかも第三者的な中央森林審議会の御審議を経て妥当性を見出して強制買上げの方法をとるといふ、十分な手を尽して特に国家の方向に御協力をお願いするという場合でございます。きわめて制限された場合でございますので、決して国の目的のために何でも強制で買上げる、いわゆる強制取用という根本的な考えは一切入つておらないということ、御了承願ひたいのであります。

それから足鹿先生のお話の点は、実は私もまったく同じ考えを持つておるわけでございます。森林法の改正によりまして、実はこれも買上げの方法もあるというふうな考へておりますが、保安林の整備とこれに伴います買上げの問題は、実は臨時的な問題である。保安林の制度の問題は恒久的な問題である。本来から申しますれば、整備法を臨時措置として実施いたしますと同時に、森林法の改正を願つて、これを並行させるべきであるというところで、同時に検討いたして参つたのでございますが、時間的に間に合わないために、一応整備法を進めさせていたために、ただいま準備を進めております森林法の改正についても、近く御審議を願つて並行させていたたたし、そして、整備法の完了と同時に、基本法にそのまま移行して行けるという形に進めたいという考へで進んでおることだけは御了承願つておきたい、かように考へております。そこで森林法に保安林の、指定その他を実施しておるが、実際に御管理監督を意つておつた結果を補うのじやないかというお話、さういふことになりまして、現在現在の森林法に規定いたしております程度では、實際問題として十分なる監督ができないということになるのではないかと思ひますので、それらの点は整備法とあわせまして、森林法を改正の際にいろいろ御審議を願ひたいと思つておりますが、整備法はきわめて臨時的な整備をいたす考へてございしますが、今後の実行に關しましては、森林法の改正において、従来の不足分は国家管理の強化という面において御改正を願うという方向にありますことを

御了承願ひたい、かように思つております。それから中澤委員のお話の資料でございますが、各県別の買上げ対象の面積と申しますのは、対象というのは相当広い範囲のうち、明確な数字にならば対象になるわけで、明確な数字にならないというところを一点御了承願ひたいと思ひます。それから強制買上げの対象というものは、ただいま申し上げました通り、行為の違反によつて初めて出て来るわけでございまして、現在強制買上げの対象は一切わかつておらないというところでありまして、この資料は調整しかねるということを御了承願ひたいと思ひます。

○福田委員 芳賀先生の御了承願つて、もう少し関連質問をお許し願ひたいと思ひます。ただいま長官の御答弁によりまして明らかにした部分もあつたと思いますが、基本的に私ちよつと異議があるものであります。民有林としての保安林というものが目的達成できないという考へ方自体どういふものだろう、国有にしなければどうも目的の達成ができないという考へ方について、私は相當の疑問を第一点として持つのであります。従いまして保安林計画を定め、国土の保全に資することを本法は目的として掲げておるわけでございしますが、その手段として、買入れまたは交換による国有保安林の設定があるにすぎないのであります。従つて、国有となるもの以外については従前と何ら違はないのであります。従いまして芳賀さん、足鹿さんあるいは中澤さんあたりから問題として提供されました補償の問題について、何らの措置が講じられていない。

つまり国有としては一応すつと目的をコンパクトにしまして、焦点がはつきりしてはいたしましたが、国有以外のものについては何らの措置を講じておらない、従前とその点は少し違わぬ。しかも補償問題につきまして、ただいま同僚委員から御指摘がありまして、補償問題については何らの措置が今まで講じられておらない。こういうことではたして保安林整備の目的という大眼目が達成できるか、この点について私は今までのやり方についての資料を少しいただきたいのであります。

さらに評価の点につきましては、地方において非常に不安を抱いておるわけでございしますが、これが保安林に指定されるというところは、つまり制限林となるというところでありまして、制限林となることは不融通物みたいに価格が下るとはきまつております。そうすると評価というものは、これだけの法案を出される以上は、林野庁であらかじめ何らかの腹案があるに違ひない。その腹案というものをわれ／＼の方にきかせ資料として御提出願つていないのか。買入れはその下つた価格でやるのか、制限林となつた場合の下つた価格で行くのか、どういふ基準に基いてやるのか。中央審議会だけではこの目的は達成できないのであります。地方において具体的な実情が異なつておる。地方森林審議会というものは一体どういふ考へを持っておるのか。さらにまた全国におきまして、買上げ予定地域が約百九十八地域を持つておるといふことを、長官はこの前の委員会御説明なさつたのでございしますが、これはいろいろの御都合もございまいし、二百箇所近くの個々の内容はいろいろ

ふうになつてゐるかということも、われわれにお聞かせ願ひたいと思ひます。そういうものについての資料の提出を、あらかじめ早い機会に提出願つた方が、この法案の審議を進めて行く上において、非常に重要ではないかと考えまして、御無理を願つたような次第でございます。

○柴田政府委員 お答えいたしたいと存じますが、民有保安林に關して、買上げ対象以外には、従前と一切異ならないということでは意味がないんじゃないかというお話でございますが、従前とは相当大きな施設実施に關して、内容が変更いたして参ることにしたのでございますが、それはいずれ法案審議の際に、御質問によりまして詳細申し上げたいと存じますが、第二条に規定いたしております保安林整備計画におきましては、民有の場合におきまして、従来とは相当内容をつつ込んで、詳細にわたつて、固なり固なりが施設の内容を規定いたしまして、これを守つて行くという方向になりますので、従来の所有者に一応実行計画をおまかせするという点からは、相当強くなるということにおきまして、大きな変更であるというふうに私は考へておりますことを、御了承願ひたいと存じますのでござい

ます。なお農家の問題に關しましては、案を持つておりますし、いづれ資料は提出いたしたいと存じますが、しかしこれを一方的に農林大臣のみにおいて決定することとは不十分であるということ、地方森林審議会において御審議を願ひたい、こういうつもりでおるわけでございますが、これはあ

くまでも一つの明確な基準のもとに、分解評価という考え方でおるわけでございまして、現物評価、あくまでも制限の評価をいたさないという考えで、純取引の評価という考えを現在持つておるということをお断り願ひたいと存じます。

○福田委員 昨日松岡委員が御発言になりました中に、例の三十二億円でございしますが、ああいうものの使用に關する御意見なり、林野庁の腹案というものも、これを資料として――各官制局あたりに指示されました資料がありまして、それをいただければ、いたしたいと思ひます。

それからきのう十億円の内容につきましては、大体予定されてゐるのが五万六千町歩というお話でございますが、しかもそれは東京以西の地に限られておる、こういう考え方でございしたか、一体どういふ御腹案か、その点も明らかにしていただきたいと存じます。

○柴田政府委員 昨日も申し上げましたように、買上げ対象と申しますのは買上げの目標でございまして、あくまでもこれは御相談によつて決定するということになりますので、五万六千町歩という目標も、一応買上げが可能であらうという目標でございまして、それとあわせて関東以西に限るというのを昨日も申し上げた次第ではないのでございまして、大勢的には国有林野の少い、しかも重要水系の水源地域に荒廃した保安林が多いという建前から、関東以西が多くなるであらう、こういう見込みを申し上げた次第であります。全国的にさうなところがそれ／＼の地域に皆無ではない

のでございします。関東以北あるいは東北等にも当然さうな地域は出て参るということをお断り願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 保安林整備計画と森林法に基くところの森林基本計画との關係というものは、密接なものがあると思ひますが、先ほどの長官の御答弁によつても、水系別の区域指定というものは、単に災害地域だけに限定するというものではなくて、今後の林野の全体の運営の面からいつても、これを水系別に行う方が妥當であるという御意見のようになり承知したわけでござい

ます。もちろん地方における産業、経済、文化の発達も、結局一つの水系に沿つた協同的な発展が行われておるということも事実でありますので、そのような考え方の上に立つて今後の国土保全、林野行政等が運営されて行くということは非常に望ましい点であります。森林法の第五條におきまして、基本計画を定める場合において、はおおむね流域別にこれを行うというやうなことになるわけであり

ます。そういういたしますと、今度の保安林整備計画が水系別に行われるという点は、それほど著しく飛躍していることでもないと思ひわけでありまして、そういう点について、今後の保安林整備計画等の決定は、主として中央森林審議会において建議が行われるというふうな考えられるわけでありまして、この森林基本計画によるところの計画区の方針が、五箇年ごとに策定されておるわけでございますが、当然保安林整備計画が持たれると同時に、これらの基本計画区の計画というものが相当影響を受け、あるいはこれに沿つた変更

を行うやうな事態が出て来ると考えますが、これらをおあわせて検討されることになるかどうか、その点であります。

○柴田政府委員 森林法におきまして基本計画の選び方も、一つの流域という考え方を基本にいたしておりますが、これはお説の通りでございますが、今回答しております水系流域別というものは、基本計画で考へております流域をさらに拡大いたしました、一水系を一つの流域としての整備計画を立てまして、これを移して基本計画区の基本計画に入れる、こういう考え方でおりますので、基本計画の方は御承知の通り、全国の基本計画区三百七十七を五箇年でローテーションするように進めておりますが、それと今回の林野整備とは時期的にマッチしないところが出て参るわけでありまして、一致いたしますところは、基本計画にこの整備計画の方針を入れ、さらに森林法の施設計画にまでそれを指定して盛り込むというところで、森林法の施行はできるわけでありまして、一旦確定いたしました、次年度以降に基本計画の編成の入りましますところについて、一部の修正をいたさなければならぬ。これを三条において規定いたしましたので、一応整備計画を現在の基本計画に全部移してまいりたい。こういう考え方であるわけでありまして、これが一応整備計画が完了いたしますと、整備計画自体は将来多少の変更がございしても、それを移して基本計画に計画的に盛り込んで参れる、こういうことになるわけ

でございます。あくまでも現在の措置は臨時の措置ということになるというふうにお断り願ひたいのでござい

ます。○芳賀委員 計画の変更の場合あるいは林野整備計画の決定の場合等に、ただ単に買入れ等の対象になる地域ということではなくて、今後治山計画等の上から、相当広い意味の保安林の指定等が同時的に行われる必要も出て来ると思ひわけでありまして、そういう点がいわゆる森林計画の変更等の中においてどの程度打出されるかという点を、あらかじめ承知しておきたいわけでありまして、その点はどういふ方針なんですか。

○柴田政府委員 整備計画は所有形態いかんにかかわらず、重要水系の水源地域の国土保全を対象といたしまして、現在の保安林を再検討いたしまして、一応の目標は立てておりますが、増加指定によつて整備する、これを今後三年間に一応目標の具体的な整備を完了いたしたい、かように考へておりますので、それらの完了のあかつきに、森林法の基本計画にそれが施設を指定される、こういうことに相なるわけでございますが、そのうちで特に重要な水源地域に關しまして、一応の目標は五万町歩を国で買ひ上げて、国で管理実行して行きたい、こういう目標を立てておりますが、その五万町歩という目標は、重要水源地域というものを一応考慮いたします場合の整備された結果の保安林というものは、約百一十萬町歩くらいを予想いたしております。これは具体的に整備計画が完了いたしましたので、多少の移動はあるかと存じますが、ほぼその目標を立てておりますので、その半分くらいを確保できれば、大体保安林の経営自体が、目的に対して不安なく実施で

きるであろう、こういう考え方で実施いたしております。

○芳賀委員 やや具体的に明白になつて来ておるわけでありすが、この改良区の場合においては、森林法の二十五条に規定された一、二、三号が主として該当すると思いますが、これは水源の涵養と土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、この三つの要件に当てはまる場合においては、当然これは必要な場合においては買入れの対象にするという事にはならない、所期の目的を達成することは不可能だと思いますけれども、先ほど長官の福田委員に対する御答弁を聞くと、それほど強い一つの国家的な意思によつてこれが達成されるというわけでもない、あくまでも話し合いの上で立つて行くものであるということでありすが、これらの歴史的な仕事をやる場合においては、やはり国家的な立場の上に立つて、当然一貫した方針でこれを貫くということが必要と私は考えるわけでありすが、それらの決意がない場合においては、龍頭蛇尾に終るおそれが多いやないかというように考えるのでありますが、当初に私が申しした通り、現在の政府のやる仕事としては、これは相当地に値するような法律であります。これを出す以上は、相当地の決意というものがあるべきであるというふうに期待を持つてゐるわけでありすが、この点は長官よりも、むしろ平野次官にお伺ひして、確認しておいた方がいいと思ひますが、あくまでも所期の目的を達成するために、既定計画による地区の指定、それから買入れ等を、最後までやり得る見通しでおられるかどうかという点を、お伺ひしておきます。

○平野政府委員 保安林の整備につきましては、森林法によつて基本計画を立て、これの完成を意図して進んでいくわけでございすが、今回御審議を願う法律案は、それとちろん関連はいたしておりますけれども、一応臨時措置として、こうした計画の中において、約十町歩程度の、特に荒廃に瀕するおそれのあるようなものを買ひ上げて参らう、こう思つてゐるわけでありすが、従つて基本計画の一環ではございすがこの臨時措置によつて、全般が解決し得るというふうには考えておらぬので、ただ全般の基本態勢の確立への一つの効果を発揮するものである、こういう意味でやつてゐるわけであつて、その点御了承いただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 ちよつと補足してお答えしたいと存じますが、この法案は、相当画期的な制度として前進するの、多少不明確であるというお話でありすが、私どもの見通しといたしましては、ほぼ計画は実施可能であるという見通しを立てております。と申しますのは、問題は相談づくで売り買いをするのだと申ししても、評価の妥当性の問題が一つ大きく問題になると存じますが、一応これは了承願える評価を基準といたしたいということでも、もうすでに具体的に、一応対象等に関して実地交渉を進めつつある分もあるものでありますが、この見通しからいたしますと、一応所期の目的は達成し得るという一つの目標を持つております。なおこれは相談いたしまする場合にも、主として経済性の低い、公益性の強い地域が買取りの対象になるということとございしますので、買取りに對

しまする客観的な社会の同調をも得るという見込みでございまして、現在すでに約二十町歩くらいは、一応の目標を立てつつあるということとございすが、今後十箇年間に、五十町歩の目標は、現在の見通しでは、一応実施できるという目標を持つて、あわせて決意を持つて進めつつあるという点を、御了承願ひたいのでございすが。

○芳賀委員 昨日川俣林業小委員長から報告もありましたけれども、私たちが視察した場合においても、保安林整備計画によつて指定地区が買入れ対象になる場合には、相当困難の問題が生じて来るであろうというふうな話も聞いて来ておるわけとございすが、これは結局、まづたく経済的に価値のない放置された民有林を指定して買ひ入れるといふ救済的なものではなくて、長官が常に言われるような、国土保全の立場に立つた、国家的に見て非常に公益性の強い重要地区を確保しなければならぬというところに、この法の重点があるというふうな考えられるのであつて、結局重要度というものが先決であつて、経済性が高い低いということよりも、この森林法二十五条による一、二、三の当該地域として、その地域がいかに重要であるかという判断の上に立つて行われなければならぬと考へるので、そこに問題が出て来るのではないかと思ひます。それを所有しておつて、経済的な効率が低い、適当な納得のできる対価で処分してもさしつかえない地域だけを買ひ入れた場合においては、当初の目的は決して達成できないと考へるわけでありすが、そこに問題があると思ひます。

あります。その点十分確認しておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 私の答弁が不十分で、御了解願へなかつたかと存じます。買上げの対象は、あくまでもただいま先生の講話の通り地域が対象になるわけとございすが、しかしさうな地域は、現状におきましては比較的に経済性の低い山であつて、公益性の強い山を私有いたしまして、これを管理される場合に、現状においては必ずしも経済対象として多くの希望を持つてない地域であるという点から、比較的相談がしやすい、こういう見通しを申し上げた次第でございまして、買ひやすいたす所を買ひうという考え方はなく、あくまでも目標は国土保全のための保安林ということに限定して行ふというように規定いたしております内容も、御了承願ひたいと思ひますのでございす。

しさいな検討はすでに済んでおるわけでありすが。

○柴田政府委員 平均いたしまして、一町歩三万円という予算を盛りました点は、よりどころをいたしましては、現在国有林野整備臨時措置法によりまして、売渡並びに買上げ、交換をいたしておりますが、その実績が一町歩当たり立木を合せて四万三千元になつております。これは主として普通の経済林を対象として実施いたしておりますが、今後買ひ上げます保安林等は、保安林として十分な整備ができておらないところの対象が主体になるといふ考え方がありまして、一町歩当たり、現在取引いたしております平均土地価格を九千円としまして、平均蓄積二百石というのを標準といたしております。今度対象となるような奥地の保安林地帯の平均単価を、実績から想定いたしまして、一町当り三万円ならば実行においても不当ではない、こういう見解から一町単価を出しておるのでございすが、しかし必ずしも三万円を買ひなければならぬということではなく、あるいはもう少し安くなるところもあり、あるいは必要によつては、評価いたしまして高くなつてもかまわない。こういうことは実際としては当然あり得るわけとございす。それらの点は、実行に当りまして適正に実施するという考え方で次の次第でございす。

○足鹿委員 芳賀委員の質問に関連してお尋ねしたいのでありますが、先ほども芳賀委員から指摘されましたように、水源涵養あるいは土砂の流出の防止あるいは土砂崩壊防止等は、当然強制買上げの対象地に入れるべきである

と私は思う。それを森林計画に違反しているものだけに限定して行くといふところに、あきらない微温的なものがあると思う。いやしくも首相のお声がかかり、十箇年計画の膨大な看板をかけた治山治水対策要綱が、今示されるような微温的なもので、国土の完全な保存がはたしてできるかどうか。われ／＼はむしろ、当局の考え方が非常に微温的であるという考え方を持たす。森林特別会計で剰余金が少しあつたものをこれにまわすというのが、今度のねらいのようです。この仕事を進めて行つた場合に、特別会計に赤字がでた場合には、長官、これは一般会計から繰入れて、正々堂々とこの国策を遂行して行くという決意がありま

すか。これは平野さんにもあわせてお尋ねいたします。これが一点。
それから対価の評価基準の問題ですが、政令にすべてまかせておいてなるようでありませうけれども、時価といふのは一体どういうことでありませうか。今度対象になるのは、ほとんど伐採も困難な林道のない奥地林がその対象にならうと思う。その場合に、奥地林の時価はどういう基準に基いて算出をされるのでありませう。非常に慎重にかまえて、政令において慎重にやりたいと提案理由には述べておいてな

りますが、この点どういふ御構想でありますか。その点をお尋ねしたい。
それから、このほど電源を盛んに開発している。その関係上、全国にわたつて水没地がどん／＼できて行く。この水没地の補償は、電源開発の関係から別途に定められておるようかと思ひますが、それとの関係あたりはどういふ

ふうになるのであります。今度の整備法の趣旨そのものには、われ／＼は別に異議はないのでありますが、何かおす／＼と恐る／＼出しておられるような印象を受ける。治山治水の国策を遂行して行かれる場合には、もつと思ひ切つたものがなければ、国土の完全なる保全、災害の未然防止ということ

は看板倒れになりはしないか。この法案をつぶさに拝見し、いろ／＼な資料を私ども熟読してみますと、そういう印象を受けるのであります。先ほど申し上げましたように、水源涵養や土砂崩壊あるいは流出防止については、頭から強制買上げの対策にすべきではないか。またこの事業を推進して行く場合には、一般会計から当然相当額を年次ごとに繰入れなければ、ほんとうの目的は達成できない。特別会計法の剰余財源等を充てるというふうな、そういうみみづちい考え方では、なか／＼できないと思ひますが、赤字が出た場合には一般会計から入れるのかどうか。それからこの評価基準についての三点をお尋ねいたします。

○平野政府委員 強制買上げの範囲を拡大してやつたらどうかということでございますが、私も感じからいたしますと、森林といふものは公共的性格の非常に強いものでありますから、国家管理の傾向に持つて行くということが妥当であると考えておるわけでありませう。そういう意味からこの法案も提出をいたしておるのでございます。しかしながらすべて崩壊地であるとかそうした砂防指定というところをのみ全部買上げてしまふということもいかか、まず当面のところはこの程度の方が妥当ではないか、こういう趣旨で提出いたしました次第でございます。

が、もちろん不足をいたしました場合におきましては、繰入れをいたして参るつもりでございます。

○福田(専)委員 関連して。今の政務次官の御答弁は私は非常に重大であると思ひますので、ひとつ伺ひたいと思います。この保安林整備臨時措置法というものは、森林国家管理の思想のもとに出されたものでありますかどうか。これは党としての考え方からいたしまして、非常に重要な点であらうと思ひますが、この点次官の御答弁はそれで間違ひありませんか。

○平野政府委員 森林の全般的な国家管理という意味ではないわけでありまして、ただ森林は特に公共的性格の強いものであるから、従つて保安林等の特に公共的性格の強い部面の森林については、国が管理をするというところが妥当であるという考え方でござります。

それから電源開発につきましては、これは電源開発促進法の規定によつて、政府は公正な補償に努めなければならぬ、こういうことになつておりますので、それによつて補償の基準といふものができております。これはこの場合と違ひまして、単に時価だけではないに、水没して他へ移転するといふことに對する精神的な慰料といふようなものも含めて計算をしなければならぬわけでありませう。これは別にそういう基準があるわけではございませう。従つて本法とは別段直接の関係はないわけではございませう。

が、もちろん不足をいたしました場合におきましては、繰入れをいたして参るつもりでございます。

○福田(専)委員 関連して。今の政務次官の御答弁は私は非常に重大であると思ひますので、ひとつ伺ひたいと思います。この保安林整備臨時措置法というものは、森林国家管理の思想のもとに出されたものでありますかどうか。これは党としての考え方からいたしまして、非常に重要な点であらうと思ひますが、この点次官の御答弁はそれで間違ひありませんか。

○平野政府委員 森林の全般的な国家管理という意味ではないわけでありまして、ただ森林は特に公共的性格の強い部面の森林については、国が管理をするというところが妥当であるという考え方でござります。

○川俣委員 これは質問よりも資料をひとつお出し願ひたいと思つておりますが、今までの説明を聞いておるところによりますと、十分納得できない点がありますので、資料のお出しを願ひたい。それは土壌の調査がどの程度進行的に行つておりますか、これが一点です。これは粗悪林とか、あるいは保安林として適当な所でありまして、経営林として保安林から削除しなければならぬような地域もあるかと思ひますので、そういう観点から土壌調査がどの程度進行的に行つておりますか、その資料がございしましたらばお出し願ひたい。

権または採石権を持つておる面積がどのくらいあるか、この点であります。

もう一点は、下流農民は、一定の水量を目標にして耕地の耕作をいたして参りますが、これらの水源がだん／＼減つて参りますと、農民の確保いたすべき一定水源が枯渇することによつて、あらためて水源にダムをつくりま

したるものであります。

これが保安林として指定する必要の起つて来る大きな原因であるかと思ひますが、山主が山だけを自分の所有だといふことで、水が枯れようが、土砂流出等が起きようが放任されておるといふことは、下流の農民の權益を非常に侵害することになるので、いろ／＼これは問題を起したことがあるのであります。が、そういう損害賠償を要求したよう

かどうかというふうなことの調べが

ありましたならば、お知らせ願ひたい。

○柴田政府委員 ただいまの資料に關

席

しましては、それ／＼でできるだけ早く調査をいたしまして提出したいと存じますが、ただ土壌調査の資料は、林野につきましては、現在のところ国有林だけが実施いたしております。民有林についてはまだ実施いたしておりません。二十九年度から初めて土壌調査によります適地適木の基礎調査を実施することによりまして、三百五十万円の予算が一応ついたという現状にございまして、資料がございせんことを御了承願いたいと存じます。

○芳賀委員 買収の問題であります。今足鹿委員も強制買収の問題に触れたわけでありまして、強制買収の場合には、森林法の第三十八条の規定による命令に従わない場合において強制買収をすることになっておるわけでありまして、これは知事の権限によるところの造林、復旧の命令に従わないというような場合が第三十八条の規定であると思うわけでありまして、そういうような造林、復旧の命令に従わないところだけを強制買収の対象にする、それ以外のところは強制買収を行わないということになると思いますが、その点はどういうことになっておりますか。

○柴田政府委員 強制買収はお説の通り第三十八条によります違反行為に對しまする原状復旧あるいは造林行為の催告に従わない場合だけというふうに考へておりますが、今回の保安林整備によりまして、整備計画には、一筆ごとの林分の施業方法に對しまする計画を国が立てる形になっておりますので、これを守つていただくということができれば、国有にしなければならぬという理由にはならない、こう思つておりますので、必ずしも強制を国土

保安のための保安林、すなわち二十五条の一号ないし三号の保安林に關して国家が強制買上げをしなければならぬというふうには現在考へておらないのでございまして。

○芳賀委員 ただいまの御答弁によると、必ずしもそれは第四條によるところの買入れというものは、何ら違反を行つておらない地域ということになるので、そういう地域は別に国が買入れをしなくとも、個人の善良なる意思によつて運営されるから必要がないのではないかという立論も出て来るわけでありまして、そういう点に何か矛盾があると思ひますが、その点はどういうように説明されますか。

○柴田政府委員 御承知のことと存じますが、奥地の特に重要な地域における保安林で、経済性のきわめて低い、しかも自然条件の悪い所で、取扱いの誤りによりましては重大な将来国土保全への危機を招来するような地域につきましては、国がみずから経営することとが最も妥當であるという考へを持てまして、その地域を国が買いつけて経営したいということにございまして、しかしそれをしつては施業内容を指定せられたものを厳守していただくこと、所有者が経営していただくことができるとすれば、必ずしも強制的に買上げなければならないというふうには考へないでございまして、さうな場合には、おそれる民間の経営として、経営対象にならないような施業の指定を當然付加しなければならぬ。従つてこれは相談づくで買上げが可なものであるという考へ方で、強制をいたさないというにすぎないのでありまして、さうな地域は私も買ひ得る

という見通しで、国が持つて経営するのが妥當であるという地域を四條で実施できるという考へを持つておるために、強制というものを特に規定しないという考へでおるわけにございまして、理論的にはさうなところを、個人が経済的な犠牲を払つてでも、国が指定する施業要件を犠牲的に測すということを実施していただければ、必ずしも国有にしなければならぬというふうには、私も考へておりません。

○芳賀委員 この点は非常に了承に苦しむわけですが、先ほど私が質問いたしましたところですが、第四條の規定は、重要度というよりもむしろ経済性の非常に低い地域を何か救済的に国が買ひ上げてやるという印象が強いのであります。

それから第六條の場合においては、何か罰則的な意味がその中に盛り込まれてゐるというように考へるわけでありまして、このいづれの対象にしても、これは當然私有権の上に立つた林野であるのです。知事の命令に従わなかつたから、この分に対しては強制買上げをするということ、第四條の場合にはこれは本人が売らないという場合において、そこは国土保全上最重要のところであつても、本人の意思に反する場合においては、買上げをしないという点においては、非常に何か一貫性が欠けてゐるような点があるわけでありまして、これは最後まで問題になるであらうと思つて、やはり第四條において、本人の意思に反してでもこ

はどうして国が所有するべき地域であるという判断がなされた場合においては、やはり強制買上げ等の措置が講ぜられてしかるべきである、これを

行わない場合においては、この法律の成果というものは大きく期待することができないのではないかと、私たちは考へるわけですが、この点を重ねて伺ひをしておきます。

○柴田政府委員 あくまでも国土保全という建前が原則でございまして、四條によりまして御相談によつて売買をするという場合に、この保安林はあくまでも整備計画におきまして、一筆ごとの施業計画を指定して、これを守つていただくということが前提になるわけにございまして、従つてそれを守るというところで、しかも自分が犠牲を払つてもそれを守るといふことで相談が成立しないという場合に、施業指定が完全には守られる場合には、国土保全の目的は達し得ると思ひますので、必ずしもそれだけで強制するということの必要はないじやないかということにございまして、この相談が成立しない、しかも施業指定を守られないという場合には、六條の規定の強制が適用されるということになるのでございまして、私もさうな私経済性の強い山を將來も指定を実施するとすれば、多額の経費を要するやうな地域は、相談によつて適正評価で売買ができる、こういう見通しで四條を適用して、必要妥當な地域を買ひ上げてもらいたい、また大體買ひ上げて参れるという見込みを立てておるわけにございまして、目的を達成するためには私もさしつかえない、かやうに考へております。

○芳賀委員 そういふやうな長官の論法で行くと、これは結局森林法の一部をもう少し強いものにして行かなければならぬと考へられるわけですが、その

の点はいかがです。森林法においてこの保安林の指定を行うときに、この国土保全上重要な地区に對しては、これは永久に伐採させないとか何とかいうやうな、そういう有権的な規定を設けて、それにそむいた場合においては、かく／＼の罰則を適用するといふやうな強力なる配慮が行われて行かなければ、この保安林整備だけのこれによつては、本人が売らない場合においては、やむを得ないといふやうなことで、どうも變則的なものができるのではないかと考へるわけですが、さうして結局いつの時代にかそれをまた全部切つてしまふ、それからまた、これが命令に従わないで復旧しないから、国が強制買上げをするといふやうなことではいけないと思つたのですが、その点はどういうやうに考へになつておりますか。

○柴田政府委員 お説の通り、當然森林法の規定に基きまする森林計画の内容を強化しなければならぬということになりますので、整備計画に基きまする森林計画内の保安林の一筆ごとの取扱ひ指定をいたすということになつておりますので、それらを映しまして森林法の一部改正が當然並行して行われなければならない、このことは先ほど足鹿委員の御質問に對してお答へいたしました通り、目下森林法の改正の準備を進めておりますので、ここで御心配の点は十分に改正いたすという考へ方でおるわけにございまして。

○芳賀委員 そういたしますと、今後適當の機会にこれらの欠点となるやうな点は、森林法の一部改正等によつて補つて行くといふやうな考へと受取られるわけでありまして、これは今

会に間に合うように、これと半ば並行するような形の中において、かかる改正を行ふ意図であるかどうか、その点を十分確認しておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 私ども当初は、同時に並行して法案を提出いたしまして、御審議をお願いするつもりでござい

ましたが、時間的に間に合わなくなつて、御指摘のように多少アンバランスな状況で御審議を願うようなことになりましたが、一応整備法を含めまして、現在の森林法におきましても、整備計画を森林計画に盛り込んで修正することによつて、それらの不安は一応解決すると思ひますが、なお不備な点がござ

いますので、近い機会に、あるいは今国会中に間に合えばこれも御審議を願ひたいと思ひますが、できなければ、来国会には必ず提案いたしまして御審議を願ひ、こういう考え方でござい

ます。これは今国会に必ず間に合せるというところまでお約束できるかどうか、目下たいへん危惧いたして

おります。

○芳賀委員 この点は非常に大事であるので、特に農林大臣が来ておられれば、かかる点は政治的な観点において十分確認しておきたいのでありま

す。四月の三日ごろ、ほかの林野関係の法案の改正案が出て来るというよう

に考えておられるわけですが、その中にそれらのものとあわせてこれを提出されたらどうかと考えますが、この

点平野さんは何かお考えがありませんか。

○平野政府委員 ただいま長官がお答へ申し上げました通り、森林法の改正をもちいたしたいということで準備を進めておいたわけでありませんが、あるい

は今国会には御審議願ひことが間に合

わなないかもしれないという状況でござ

います。なお近く出しますのは、国有林野法の一部改正また国有林野整備臨時措置法の期限延長、そういうようなところを予定いたしておるわけでございます。

○足鹿委員 関連して、今関連法案の点が問題になつておりますので何つておきませんが、経済林の解放の要求は、あなたの方の政府与党の松岡さんが昨日

の閣議で述べられました。この保安林整備法が進んで行きますと、国有林といふものの範囲は奥地へへ」とさ

らに何びて行く。ところがきのうの松岡さんの主張にあつたように、軒続きにまで経済林が伸びて来ておるが、こ

れを頭として解放しない。こういう矛盾がある。私はもつともだと思ひわけ

ですが、この経済林の解放については、当然林野整備法の延長が必要にな

つて来ると思ひます。この林野整備法の延長を内容とする一部改正法案は、そ

ういつた意味において解釈できるような一部改正法案でありますか、その点を

ひとつお尋ねしておきたい。

それから第四号第三号の「前二号の規定により買入れられる森林等に隣接し、これとあわせて経営することを相

当とする森林」といふものは、一体どういふものですか。これを解釈して行

けばいくらでも拡充ができると思ひますが、これはどういふものですか。

そういうものが現在どの程度あるのですか。先ほど芳賀委員が指摘されたように、四号と六号との関係でどうも非常

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

に、四号と六号との関係でどうも非常に、四号と六号との関係でどうも非常に

とも買わなければならぬという理由もなか／＼立たない。ただこの問題は、実際問題として、周囲がほとんど全部統一されて買収に当たったという場合には、いまだ少くこれを活用する下流全体の意向等もお聞きして、さらに強い要請をいたして、統一買収を進めるといふような措置を促したいとは存じておりますが、せむともこれを強制収用するといふ理由はなかなか見出しかねるという御指摘の点は、何とも突は解決できないのではな

いか。ただし国土保全目的といふことのために、管理上の不便はありましても一応支障はない、こういうことは言わざるを得ないといふので、御指摘の点はございしますが、一応やむを得ないといふ考え方を持っております。

○芳賀委員 次に第六條に關係いたしまして、第三十八條の規定の命令に従わないといふような地区は、これは国土保全上の特に重要な地帯を除いて、面積の上からいって相当広汎のものであると思ふわけなんです。こういう条件の土地がそのまま放置されておるようなことではならぬわけですが、こういうような点は、三十八條の規定に従わないといふことで、この法によつても強制買収をする、ということまで行ふ意思があるので、これに關連をもつて、まったく国家的にも公益的にも、林野を所有してはおるけれども熱意を持つておらぬといふような地区は、場合によつては国が買い上げるか何かして、もう少し公益的にこれを運営するといふ必要は必ず生じて来ると思ひますけれども、この点に對するその拡大の限度といふものはどの程度まで考へておられますか。

○柴田政府委員 国の買い上げます目標地域は、あくまでも重要な水源の上流地域の保安林地帯ということに限り、たいといふふうには考へておりますが、主要地域に關しましては、これは今後森林法の改正で御審議を願うつもりでおりますが、一応の方向はいたしましては、二十五條の一号ないし三號の保安林の中でも特に国で責任をもつて管理運営をしなければならぬ地域と、地方長官にまかせてしまふ地域とにわけたいといふ考へでございまして、特に広域にわたる重要な水源地域の保安林に限つて国が買い上げる、こういう考へ方を持っておりますので、さういふ地域につきましては、保安林整備計画に基づいて施設指定等の違反が今後は範圍が広くなつて参ると存じますが、これを守つていただけの場合には、相當その地域に對しては範圍を広げても買上げを進めて参らなければならぬ、かように考へております。

○芳賀委員 この放置された地域は相當大であると思ひますし、わが國のように國土が狭小な場合においては、農地にもならぬし、また林野にもならぬといふ地帯が相當多いわけでありまして、こういうのはできるだけ速急に、一定の計画によつて明確な効率的利用といふものが取上げられる必要があると思ひます。

次に本法が施行される場合において、ほとんどが中央森林審議会の議を経てということになつておるわけでありまして、地方における水系別の地域の指定であるとか、あるいは末端における買入れ等の問題等が出て来ますので、都道府県単位の審議会等は何ゆゑにこの場合に活用する御意思がなかつ

たのか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 中央森林審議会に依存しましたのは、主として計画の点が一点と、評価の点でございまして、評価基準を定めるということは一応全國を通する基準で時価の算出をしようといふ考へ方でございまして、特に地方森林審議会を煩わす必要はないであらうといふ考へ方と、計画につきましては基本計画を國で立てます場合に、中央森林審議会の議を経るといふことになつておりますので、これと重大な關連を持つております保安林整備計画を立てる場合には、やはりこれの關連において中央森林審議会の議を経る、こういうふうには私も考へております。強制買上げは、実は私もどういたしましては、あまり多くの件数は出ないであらうといふ考へ方を持つておりますので、これを特に地方森林審議会にお願ひしなければならぬといふほどの必要性はないであらうといふ見込みでおるわけでありまして。

○芳賀委員 農地關係の場合においては、町村における農業委員会あるいは農都道府県単位の農業委員会あるいは農林大臣といふような末端からの段階を経て、農地の買収とか交換とかあるいは紛争の処理が行われておるわけでありまして、この場合においては、ただ単に中央における審議会だけに依存しておるようでありまして、これはやはり当然町村段階においても、個人の持ち山が一応対象地区になつて買上げが行われるといふような場合においては、町村の當事者の意見とかあるいはそれらの關係した機關等の意見の聴取あるいは協力を求めるといふようなことも

必要になつて来ると思ひますけれども、それらの機關との協力關係等はまつたく考へなくともこれはやり得るといふ考へでございまして。

○柴田政府委員 特に地方森林審議会の御審議を願うということではなくても、あるいは下流の關係の市町村長あるいはその地区の森林審議会の委員その他關係者等と當然連絡のもとに、県、營林局、所有者等と協議をいたしまして進めるといふ形をとるつもりでありますので、ただ形式的に森林審議会の議を経るといふ必要はないと考へております。ただ中央森林審議会の審議を願うといふのは、統一された國家計画のもとに進めたいといふ点から中央森林審議会の御審議を願う、こういう考へ方でありまして。

○芳賀委員 時間があまりありませんから、第四條並びに第六條等の問題に對しては、今後あらためて別の機会に質疑を行いたいと思ひますので、本日はこれで終ります。

○福田委員長代理 午後は二時から再開いたしますから、時間厳守をお願いいたします。

午前はこれで休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後二時五十二分再開

○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

現行農地法における農地制度等の問題に關しまして調査を進めます。発言の要求がありますからこれを許します。降旗徳弥君。

○降旗委員 占領政策として行われた農地改革は、わが國農村における一大革命であつたのでありまして、從つて

この革命の裏には幾多の犠牲者を生じたことも周知の事實であります。独立回復後においては占領政策の行き過ぎは當然是正されなければならぬのでありますが、農地改革、農地制度そのもの範圍に屬するものと思ふのであります。しかしながら農地制度並びに農地法の是正は、單に旧地主の失地回復という觀念にとらわれるべきものではないのでありまして、それはあくまでも食糧増産の立場から、社會正義確立の立場から論ぜられねばならぬと思ふのであります。申すまでもなく食糧の増産はわが國政治の重大案件であり、今日の政治もまた社會正義の立場から強い批判を受けておることは申すまでもないところであります。從つて私は、かかる観点から今日の農村を見ますときに、幾多の困難を發見せざるを得ないのであります。

まず第一に申し述べたい点は、零細農が漸増するといふ憂うべき傾向が顯著であり、この傾向は農民の生活をいよいよ困難化して行くといふこととあります。終戦まではわが國は長子相続の制度によつて、父祖伝来の農地はおおむね長子の手で維持されて来たのでありますから、今日は均分相続制に切りかえられたのであります。しかも個人主義の傾向の強い時代におきましては、農地は現実に細分相続されるか、または農地を自己においてまとめて維持しようとするには、他の均分相続されるべき農地を換金評価して買い取らねばならぬことになるのでありまして、これは當農、耕作、金融、家計の上に重大なる困難と危険を生ずることになると思ふのであります。

第二は耕作地が固定化し、生産性が

阻害せられるに至つたことでありま
す。農地改革後すでに十年近くを経過
いたしました今日におきましては、数多
い農家のうちには、家庭の労働、人口の
構成に大きな変化を生じたものが少く
ないものであります。従つて激減した家
族人員では十分に耕し切れない田畑を
所有してゐる。しかるにこれを他人に
貸与すれば、再びとりもどすことがで
きぬばかりか、場合によつては他人に
所有権を奪われてしまふのでありま
す。これはかつて小作人として地主
から借りていた田畑を、自作農とし
て自分の所有に取得した新地主の人
々にとりましては、その身に引き比
べて痛切に感ずるところであるので
あります。従つて一方には過剰に耕
作努力があるにもかかわらず、この
努力不足の土地が閉鎖されて解放利用
されないことになるのでありまして、
はなはだしきに至つては、他人に貸与
するよりも、かやでも育ててこれを刈
つて売つた方がよいという者すら出
来るのであります。以上のごとき事態
が生ぜざるを得ない理由につきまして
は、一つには小作権の問題、二つには
小作料の問題が障害をなしておると思
うのであります。申すまでもなく、地
主と小作人が対立していた時代には、
弱者である小作人を保護するという立
場から、耕作権を特に重く見る必要が
あつたことは当然でありましよう。し
かし農革以来、この小作人は自作農、
すなわち地主になつたのでありまし
て、今日は特に耕作権を偏重し、こと
さらに所有権を軽視すべき理由がない
と思ひます。現在の農地法によるきゆ
うくつな規定を緩和いたしまして、土
地所有者が自作することを適当とする
場合は、小作契約を容易に解約し得る

道を開くことは、農地の利用を活発に
するゆゑであると思ふのでありま
す。

次に小作料の問題は、法律の上では
嚴重なる規制が設けられております
が、しかしこれは現実の農村には適し
ておらない。現に小作料がその農地の
公租公課と大差なきものすら存在する
のでありまして、従つて無謀なるやみ
の小作料を防止することはもちろん必
要ではありますけれども、さらにかく
のごとき経済事情を無視した過少な
小作料を是正しなくては、農地の経済
的利用は、これを期待するわけに行か
ない、こう思ふのであります。

承りたいと思ひます。

○平野政府委員 お話の通り農地改革
のその後の政府の基本方針といたしま
しては、食糧増産という観点から進め
て参りたいと存じておるわけでござい
ます。お尋ねの第一点であります均分
相続によるところの農地の零細化の問
題は、政府としてもこのまま放置する
わけに参らないという考えのもとに、
過ぐる年この均分相続の場合における
農地の特例に関する法律案を国会に提
出し、御審議を願つたのでございま
す。当時この法案は衆議院を通過いた
しましたが、参議院において審議未了
となつて、そのまゝ今日に至つてお
るわけでございまして、政府としてはそ
の後何らかの方途を講じなければなら
ぬといふことで、いろいろ研究して
おりますが、憲法違反であるというよ
うないろ／＼な議論等がございまし
て、立法的には今日そのまゝになつて
おるわけでございまして、しかしながら
これは行政措置を通じまして、均分相
続による農地の零細化を防止しなけれ
ばならぬ。こういう立場から、日本の
伝統的風習であります長男が農地を相
続することを勧奨いたしまして、實際
においては新民法による悪影響が農地
に及ばないように努めておる次第でござ
います。

ましては、適當なる対策を講ずること
が當然であると思ふのであります。今
日全国農地の事情についてこれを見ま
すと、かくのごとき実例が決して少く
ないものであります。わが国は現在毎年
約三万町歩の田畑が消滅して行くので
あります。このなくなつて行く田畑
は、主として熟田、熟畑であるのであ
りまして、このうちおよそ半分は天災
によつて荒地となり、他の半分は工場
敷地、宅地、道路敷地その他に転用さ
れていゝわゆるつぶれ地となつて行くも
のであります。従つてこの農地の所有
者の中には、かつて旧地主から小作地
を引取り、新地主となつた人々も多い
のでありまして、かくのごとき人々
は、かつて一反半數百円で買ひ取つた
農地を、数年後の今日は農地としては
十數万円、宅地としては十數万円に売
却しておるのであります。かつての地
主は、零落して生活にも困つておる。
しかるに農地改革によつて小作人に僅
少な価格で譲渡した田畑が、今や莫大
な価格で転売され、その代金をふとこ
ろにした新地主すなわちかつての小作
人は、農業を放棄して、他の職業に転
向して行く。こうした現象は農地改革
の趣旨に反するものであり、社会の正
義に適合するものである。旧地主の断
じて結得のできかねるものである。こ
うした事實は、毎年つぶれ地になる農
地の莫大な面積によつても、その事例
の少くないことを立証することができ
るのであります。かくのごとき矛盾と
不合理をそのままに容認しておくなら
ば、農村の純朴なる美風は、必ずや汚
濁せられるであらうと思ひます。従つ
て農地の転売または農地以外のものに
転用する件に關しましては、農地法に

規定する十年の拘束期限は、今日の実
績について見ますと、不備の点が多
いのであります。これが期限をさらに
延長するとともに、この期間内におい
て農地を処分する場合には、旧所有
者、現所有者にもあわせて利益を均分
せしめる必要があると思ふのでありま
す。

第四には、国家が買収した未開墾地
の件であります。この未開墾地を国が個
人に売り渡した場合においては、売渡
通知書に記載されている開墾を完了す
べき時期までの中間のときにおいて、
状況検査をするものとし、この場合成
績が著しく不良であり、また開墾完了
の見込みがないと認められたものにつ
きましては、国がこれを買収できるもの
とし、国が買収をしない場合は原所有
者は国に對しこれを買収、売りもどすこ
とを請求することのできるようにする
ことが必要と思ふのであります。

第二の農地改革後の家族構成の變化
によつて努力不足の農家を生ずるとい
う点もお話の通りでございます。従つ
てこういう点については、農業の機械
化その他の方途を講じて、少數の家族
で与えられた農地の高度の利用ができ
るように、これまた努めておるわけで
ございまして、
小作料の点についてお話がございま

第三に、農革によつて取得された農
地は、その本来の目的は、これを農地
として利用するにあつたことはもちろ
んであります。でありますから、この
農地が他の目的のために転用され、ま
たは宅地その他地目交換によりまして、
他人に買却されるがごとき場合に對し

さらに申し述べたい点は、国がすで
に買収せる未開墾地であつて、農地法
施行後三年を経過するものも荒蕪しを
完了する見込みのないものにつきまし
ては、これを上述同様の原所有者に返
還すべきものと思ふのであります。こ
れは未開墾地を中途半端な状態に何ど
きまでも放任しておくことは、土地の
利用を妨害する結果となると考へるた
めであり、また一面においては、買上
ぎと申すからであります。

以上は農地改革以後の農村に起りつ
つある注目すべき現象について申し上
げたのでありまして、この事態はその
まゝに看過すべきものでないと思ふの
であります。当局におかれましては、
いかなる所信があられるか、この点を

したが、これも公租公課に及ばないという場合もあり得るわけでございます。しかしこれは少くとも固定資産税を下まわるようなことがあることは不合理でございますので、小作料のストライド制ということを考えておるのでございます。

第三に農地が他目的に使用される場合において、旧地主に対しても何らかの補償をすべきではないかというお話でございますが、政府といたしましては、いろいろの弊害等については、行政指導によつてこれを除去しなければならぬと思つております。しかし農地改革によつて所有権がすでに移動した以上は、旧地主にも何らかの特典を認めるという考えは、現在のところは持つておらないわけでございます。ただお話の通り、農地がつぶれて参ります傾向は、毎年三万五千町歩程度に達しておるわけでありまして、これは食糧増産上ゆゆしき問題であると存じますので、できる限り農地のつぶれるのを防ぐ方途を考えておるわけでございます。しかしこれは一面においてはある程度やむを得ないことでありますので、ただいま新たに農地の拡張、改良等の食糧増産政策を進めまして、この点の調整をはかつておる次第でございます。

第四に、国が未墾地の買収をしたものの中で不適当のものについて、これを元の目的に返還すべきである、この点につきましては、すでに数年来いろいろ問題がございまして、先般政府の買収いたしました未墾地の中で、開墾の不適地であるという認定のついたものは、元の所有者に返還するという立法措置をも講じまして、そ

ういう趣旨で進めておる次第でございます。

○降旗委員 ただいまのお話はごく抽象的なことで、私はもう少し掘り下げて考えることが農村に忠実ではないかと思うのであります。なるほど均分相続制の根本に蝕れることは、いろいろと困難な事情もあると思ひます。しかし現実を考へてみて、私が一町歩の土地を持つ農民であると仮定し、子供が五人あるといたします。法律が人間の生活を規律するものなりといたしますと、五人の子供は二反歩ずつの相続をする権利があるわけでありまして、そのうち一町歩の農家は、今度は二反歩の農家五人になる。これがまた二代、三代と経過したならば、どうにもならないことになるのじやないか。それからその便法として農地をまとめて自己の所有として、経営単位だけの分別を保持して行こうとするならば、請求があればそれにつり合うところの対価を支払わなければならぬわけになります。今日農地はその値段が野放しになつておりました、しかも価格は決して安いものではないと思ひます。これに對する政府の金融措置はまことに微々たるもので、むしろ二階から目業の感を深くするものである。この金融をどうつけるか、第一これが大きな問題であります。しかもその金融をつけてみたところが、その農地を経営して行くには重大なる負担となることは当然であります。でありますから、今日の農村の事情から申しますならば、均分相続制のこの法律が農村の人々の生活を規律するものとするならば、農地がますます零細化されることは当然なことです。しかし農民の生活が法の規律を無視し

てもよろしい、農村の経営が法の規律をないがしろにしてもよろしいということになるならば、この法の存在はまったく空文とならざるを得ない。これはいよいよむずかしい算術を知らぬでも、現実に加減乗除してみればわかるはつきりした問題なんです。私はこの問題を今日真剣に考えることが、農村の問題を処理する上からいつて重大なことだと思ふのであります。ただいまは政務次官から御答弁がございましたから、この点については、平川局長が長い間の経験から、どうお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○平川政府委員 ただいま政務次官から御答弁いたしましたように、均分相続に関する特例の法律をつくるということが、一つの考え方としてあるわけでありまして、ただこれにつきましては、相続といふことに関する憲法の定める均等の相続分を与えなければならぬ、こういう考え方方も一概に筋の通らぬ考え方ではないわけでありまして、かゝるやうにでき得れば相続に關して金融措置を講ずるということが、お話にもありましたけれども、一つの手段であらうかと思ひます。ただこの点につきましては、実はお話の通り非常に金融の金額が現在少い。そのために、實際問題としては、かりに多くの共同相続人から全面的に要求があつたという場合を想定いたしますと、今の政府の自作農創設特別会計による金融だけでは、これをまかなうことはとうてい困難であるという実情であります。この点については明らかに制度的には欠陥があると思ひます。従ひましてわれわれといたしまして、この金融措置をもつと拡大するという方向をただいま

いろいろ研究いたしておるわけでありまして、これがさしあたりわれわれとして均分相続でありながら農地だけは一体として相続せしむる、そのかわりにできるだけの相続人に与えるべき金額の融資をはかる、こういうことについて一つの方向であります。ただ何分にもこれは予算にも非常に關係がございまして、現在のところお話の通り、非常に不十分な金額しか用意できないというところがこの欠点であると思ひます。なおこれはもうすでにでき上りましたことでありますけれども、相続の場合に、一つにまとめて相続することによつて非常に多額の相続税がかかる。この問題はすでに解決をいたしました。現在の相続税の制度では、大体普通の自作農でありますれば、ほとんど問題がない程度のことには緩和されております。今後の問題といひましては、やはり今の金融の方向を強化して行くということが、一番実行可能な方向ではないか、かように考えております。

○降旗委員 ただいま金融の問題についてお話があつたのでありますが、現在農地の取引されておる価格は野放しなんです。しかもそれはかつて農地改革を断行した当時の値段と比べれば格段の相違で、これを対象としていかに国が金融の処置をとらうと思つても、これはむしろ手に余ることなんです。それができるとは私も考えられなないので、ですから現実、均分相続制度と現在の農地の維持ということが露呈されておることであつて、これは農村の問題として非常に大きな問題である。でありますから、こうしようと

う、ああしようと思ふというお話はけっこうでありますけれども、いかにいふののこを希望し、計画しても、現実には処理されなかつたならば、この農地は細分化されることは当然なことであつて、その結果は農民の生活は困窮する。困窮すればその思想は悪化するといふことは必然の理だと思ふのであります。ですから、今までは農村は日本のバック・ボーンであると言つたけれども、そのバック・ボーンをどうしてわれわれが確立するか、寒心にたえない。今局長のお話の、金融をするといふことはけつこうだけれども、その金融の対象を、値段を野放しにしておいて金融すると言つても、私は容易なことではないと思ふ。これは今私が明確に答弁しろと追つても、なか／＼大きい問題で、農林省だけでは処置できない問題であるかもしれません。しかしながら、これは今日の農村における重大な問題だ。このことを今日から考えて、いかに善処するかという対策を講ずることが、事態を混乱に導かせないことになる、こう強く信ぜざるを得ない。この点を特に御理解願つておきたいと思ふのであります。それから特に申し上げたい点は、最近の農村の過剰人口と失業人口の問題なんです。経済審議庁の調査によりますと、今日農家経営にとつてまったく不必要な人口は、大体百万ないし百五十万人と推定されておる。潜在失業人口は二百七十万と言われているのであります。農家の次三男は、その六十二、三パーセントというものは兼業をしなければ食つて行けない。さらにわが国の現在の状態は、将来デフレになるだろう、都市の失業者はあけて帰農せざるを得な

い、こういうことを考えますと、農村の問題は戦前にも増してなか／＼重大な問題だと私は思うのです。この問題について特に政府が意を用いられたいことを希望しておきます。次に小作料の問題について、政務次官から概括的なお話があつたのでありますが、一体この適正小作料あるいは最高小作料は、どういふ基準によつて算出されておるかというのを、具体的に承つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 詳細は別に必要がありますれば資料等をもつて算出方法をお示ししてもけっこうだと思ひます。大体の考え方としては、農地において農業を営む、その農業を営む者が適正なる所得を得て経営ができることとの生産費といひますか、そういう収支の關係を算出したしまして、それになお若干の利潤がある、その利潤のうちの耕作者がとるべき適正なるものを除きました残りを算出したしまして、これを適正小作料とする、方式としたしましてはそういう方式で算出したしておるわけでありま。

○降旗委員 これはこまかくお聞きすると時間をとりますから、これ以上申し上げませんが、結論的に申しますと、私は現在の小作料は改訂する必要があると思ふ。政府はこれを改訂するといふお考えですかどうですか、伺いたい。○平川政府委員 小作料につきましては、現在のところそういう算出方法をとつておるものでありますが、その結果出ております小作料の制限額というものと固定資産税の制限額というものが非常に密着しつゝあるわけでありま。それで、小作料で固定資産税を払えというところは少くとも無理ではないか

第一類第九号 農林委員会議録第二十五号 昭和二十九年四月一日

と思ふのでありまして、これらの点についてはなお研究をいたしておるわけでありま。ただいまただちにこれを改訂する、あるいはどういふ程度に改訂するといふところまでの結論は出ておりませんので、明確にはお答えいたしかねます。そういう観点からいたしまして、研究はいたしております。○降旗委員 研究はしてゐるけれども、近いうちには、実現する見込みがないといふことなんでしょうか。○平川政府委員 ちよつと明快にお答えいたしたかねるわけでありま。○降旗委員 それはまことに困つたことなんでしょうが、また別の機会に承ることにいたします。

それから先ほど政務次官から、農地改革の当時の地主の対価はもう支払つて、所有権は移転してゐるのだから、いまさらそれが他に転売されて利潤があつてもそれはやむを得ない、こういうお話があつたのです。が、しかしこれはあまりにもよくし定規的な御答弁だと思ふ。そういう旧地主が犠牲を忍んで農地の解放に応じたといふことは、土地が農業のために使われて、不足なところの食糧充実にために利用されるということならやむを得ないではないか、こういうことも農地を解放してゐるのです。でありますから、その解放した農地を譲り受けた人たちが、農地としてそれを利用してゐるならば私は議論の余地は非常に少いと思ふ。しかしながらこれが農地としてでなしに、宅地その他の用途として使われる場合には、かつて譲り渡したよりもはるかに高額の売却値段をふところにする。こういうことになると、これは先ほど私が申し述べま

したごとくに、農地解放の趣旨に反するものである。でありますから、この問題をただ単に所有権が他に移転してしまつたあとなんだから、あつたことは知らない、こういう一片のしやくし定規的な議論で済ますべきものではない、こう私は思ふのであります。もしこれについて御異議があるならば承つてもよろしいと思ふのであります。そこでこの解放された農地の中には、これは北海道の諸君からも聞いたのであります。都市計画区域内にあるところの農地またはこれに準ずる準宅地地帯にあるところの農地というものが買収されておる、こゝにやうなものがあつては宅地になるのだ、やがては道路になるのだ、こう予定されておるところの農地でありまして、こういうやうなものについてはどういふ処置をとられるか。これらの原所有者は、都市計画内の農地あるいはこれに準ずる準宅地地帯の農地といふものはこれは原所有者に返してもらうべきだ、こういうことを要求して来ておるのであります。が、これについての政府当局のお考えを承りたい。

○平川政府委員 いわゆる五箇年保留地につきましては、本年のたしか七月でありますか、そのころまでを期限といたしまして、その間にいわゆる都市としての建築物その他が確実にできるとして、その見きわめはつきりしたもので、その見きわめはつきりした下げをいたし、それからつきりいたしませんものにつきましては現耕作者に売り渡すという処置をはつきりさせております。

○井手委員 議事進行。ただいま降旗委員から農地改革の大精神とはまつた反するやうなきわめて重要な質問がされておるのであります。こういう重大な質疑の場合には、当然私は大臣が出席しておらねばならぬと思ふ。そのことのよしあしは別としても、大臣が出席することが当然であると考えておる。最近の農政問題は食糧問題ばかりではなく、金融においてもあるいは災害その他についてもきわめて重要な問題がありまして、農林行政は転換期に来ておると私は考えております。そういう場合に大臣がほとんど出席しないといふことは、いかに大臣が考えておられるか、私は大臣の真意を非常に疑うのであります。なるほど予算委員会では考へておられますけれども、どうしてここに来られないはずはないと私は考へております。私はほかの委員会にもまわつておりますが、塚田郵政大臣のごときは行政管理局、自治庁、電通、郵政、この四つの部門を持つて、ほとんど要求に応じて出席をされておられます。なるほど予算委員会も重大であります。ましてや、また特別現内閣では重要な人であるかもしれまけんけれども、どうしても農林大臣として出席されなければならぬとは絶対に私は考へません。私はこの国会からこの農林委員会に移つて参りまして、いろいろと御意見を聞き、また審議の模様も伺つて参りましたが、ほとんど大臣は出席されておられない。二回か三回か、私は教へておられません。もう私は腹にすえかねました。私はよく大臣は知つておりますから言わないつも

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。おそらく委員長もそういう考へてあらうとは存じておられますけれども、この際私は委員長の考へを聞きますとともに、強く大臣の出席を要望する次第であります。

○井手委員 ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

この際委員長から降旗委員に申し上げますが、きようあなたの御発言を願うについては、理事会で協議をいたしました。その際の際の了解は、農地の問題について降旗委員の御見解を展開される、こういうことで発言の機会をつくつたわけでありま。どうかその趣旨に沿つて、形式は質問という形式ではございましょうが、その線に沿つて御意見の開陳を願ひたいと思ひます。そうしてただいま他の委員諸君からも御発言がありましたように、事は非常に重大な問題でありますから、追つて日をあらためて大臣を招致して、農地問題について掘り下げる機会を別に持たたい、かように考へます。○降旗委員 次に申し述べたい点は、農地改革によつて国家に買い上げられた土地価格につきましては、世上いろいろと議論があることは御存じの通りであります。日本農村の一戸当りの耕地面積の狭小なることは、世界に類例を見ないのであります。地主といへどもその実は僅少な耕地によつて多少ゆとりのある生活をしておると

○井手委員 ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。おそらく委員長もそういう考へてあらうとは存じておられますけれども、この際私は委員長の考へを聞きますとともに、強く大臣の出席を要望する次第であります。

○井手委員 ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

この際委員長から降旗委員に申し上げますが、きようあなたの御発言を願うについては、理事会で協議をいたしました。その際の際の了解は、農地の問題について降旗委員の御見解を展開される、こういうことで発言の機会をつくつたわけでありま。どうかその趣旨に沿つて、形式は質問という形式ではございましょうが、その線に沿つて御意見の開陳を願ひたいと思ひます。そうしてただいま他の委員諸君からも御発言がありましたように、事は非常に重大な問題でありますから、追つて日をあらためて大臣を招致して、農地問題について掘り下げる機会を別に持たたい、かように考へます。○降旗委員 次に申し述べたい点は、農地改革によつて国家に買い上げられた土地価格につきましては、世上いろいろと議論があることは御存じの通りであります。日本農村の一戸当りの耕地面積の狭小なることは、世界に類例を見ないのであります。地主といへどもその実は僅少な耕地によつて多少ゆとりのある生活をしておると

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。おそらく委員長もそういう考へてあらうとは存じておられますけれども、この際私は委員長の考へを聞きますとともに、強く大臣の出席を要望する次第であります。

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。...

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。...

りておりましたけれども、これ以上大臣が出席されぬままに審議を進行することはできないと考へております。...

いうにすぎないのでありまして、この唯一の財産をとられた地主の生活というものは、急激なる変化と困窮を受けざるを得なかつたのであります。従つて農革のために愛死または病死した者、発狂または病氣中の者、家資分散の者または生活困窮の者等は、その数が決して少なくないといわれておるのであります。これらの犠牲者に対する詳細なる調査は、政府においても当然なされていなければならぬと思つておりました。この点について特に当局の意を煩わしたい、こう思うのであります。

第二には、農地の買上げの評價基準は昭和二十年に置かれていたものであります。代価の支払いは二十三年ないし二十五年になつておるのであります。勸銀調査による農地等売買価格表についてみますと、中品等のものにつきました。田については昭和二十年に八百九十七円、二十三年は九千四百二十円、二十五年は二万八千二百一十一円、畑につきましては、昭和二十年は五百六十四円、二十三年は六千六百六十三円、二十五年は一万三千三十二円、山林は昭和二十一年は三百二十四円、二十三年は九百三十三円、二十五年には千五百九十二円となつておるのであります。土地買上げの事情がいかに旧地主にとつて酷であつたかということが想像されるのであります。従つて二十五年以来も暴騰に暴騰を重ねた土地の価格を今日彼此比べてみますと、天地霄壤の差を感じるを得ないのであります。しかも旧地主の生活は前述せるごとく悲惨な状態のものが少くない。買上げ農地に対する政府補償の問題は、しばしば国民の間に叫ばれて来た

のであります。政府はかくのごとき叫びは考慮する必要がないと、一概にこれをしりぞけることはできないと思つておられます。この点につきましても御留意を願ひたい。

第三には不在地主に対する農地買上げの善後措置の問題があります。これは特に出征軍人あるいは他町村勤務の公務員等にその類例を見るのであります。あとは引受けたという郷党の歓呼の聲に送られた出征軍人が、敗戦のさびしい姿で郷里へ帰つて来ると、自分の家の田畑はほとんど小作人の所有に帰してある、耕地はすでに自分のものでない、明日の生計をどうして行かというやうな問題が少くないのであります。これをこのままに打棄てて置くといふことはできないことであると思つておられます。さらにまた農革によつて取得した農地であつて、耕作不能になつたもの等に關しましては、原所有者に返還する原則に立脚いたしまして、これら切実なる犠牲者の救済と相關連して、適宜の処置が講ぜらるべきものと思つておられます。この点を指摘せざるを得ないのであります。

次に申し上げたいことは、農地の改革は農村の生産力の増進と、農民生活の向上のために断行されたものであります。今日わが国農村の現状は、さらに別個の考慮を要せしむるものでなければ、農村の幸福と繁栄を求めることは困難だ、こう思つておられます。その理由は、第一にわが国人口の激増である。第二には過剰人口の圧力によつて農地が細分化されることである。第三は国民の生活水準の引下げが困難となる。第四には生活苦に伴い個人主

義が普遍化することである。第五には純朴なる農村が漸次都会的風潮に汚染されて来るからであります。国土の狭小と資源の貧弱なることは、ひとりわが国商業の弱点のみではなくして、わが国農業の弱点とも思はれるのであります。この弱点は国内問題として消極的に解決のできるものではないのであります。海外の諸情勢、すなわち国際的の立場に立つて、積極的に勇敢に努力してこそ、初めて解決の端緒を求め得ることと思はざるを得ないのであります。農業問題については、この意味において、第一に北海道移住民計画があり、第二には海外移住民計画があります。この二つの農民移住の問題は、小さな耕地の上に相争ひ感情化せんとするわが国の農村問題に一つの大きな転機を与えるものであります。進退に苦しむ農村に新しい時代の理想と生氣を与えるものであるとも言うことがで

きるものであります。先般緒方副総理は、議會におきまして、北海道には約数百万の内地人の移住が可能であると答弁されておるのであります。農林当局は、この問題についてどういう研究と計画をされておるか、この点を承りたいと思つておられます。

次に海外移住の問題は、私もかつてに努力して来た問題であります。最近海外協会連合会を設立いたしました。国内態勢を確立し、今年度から計画的に移住の送出をすることになつたのであります。申すまでもなく移民問題は、この受入れ国の事情によつて大きく影響を受けるものであります。今日の場合南米諸国の受入れ態勢は非常に好転して来ておるのであります。さらに賠償問題解決後の南洋諸島

の事情にも望みを囑すべき点が多いと思つておられます。わが国の人口問題は、人口学上の學說によりますと、今後十數箇年は毎年約百二十万人の生産年齢人口の増加がありますが、その後は人口は一応安定することとなつておるのであります。従つてこの十數箇年の間に於いて実行せらるる政府の人口対策のいかんは、将来のわが国運の隆替を決するものといふことが言えるのであります。この点につきまして、農村問題と關連して当局はいかなる所信を持つておるか、この点を承知いたしたいと思つておられます。

最後に申し上げたいことは、以上申し上げた点は、私一個の見解のみではない、現在日本政治の重大問題として考慮せらるべきものであることは、先ほど同僚委員からも申された通りであります。今日全国各府県、各市町村に農政連盟あるいは農村振興連盟等が續々と結成されて、すでにその会員数は十餘万に及び、なお急速に拡大されておるのであります。この事實は現実の政治問題である上述の諸問題が、農村の人々に生々しく直結しておることを物語つておるものといふことができます。これらの会員は決して旧地主のみではないのであります。旧小作人から新しく地主になつた人々も多いのであります。従つてこの事實は問題の重要性を率直に語つておるものといふことができます。すでに冒頭において申し上げた通り、この問題を未解決に捨てておくといふことは、食糧増産の立場から申しましても、社会正義確立の立場から申しましても、断じてとらぬものであります。従つて百尺竿頭一歩を進めまして、民

族の将来と國運の前途を策定する立場から申しましても、これらの問題について今から根本的な研究と対策を樹立するといふことを痛感せざるを得ないのであります。この点を強く主張したいと思つておられます。わが党におきましても、農地制度問題あるいは移民問題等につきまして特別な委員会を設置いたしまして、これが研究と政策樹立に努力しておるのであります。これは各政党とも同一であらうと思つておられます。農林当局といたしまして、この問題についてどういふお考えを持つておられるか、これらのことにつきまして所信を承りたいと思つておられます。

○平野政府委員 農地改革は、お話のごとく非常に革命的な大事業であります。それをやつて参ります上におきまして、それら／＼な派生的な問題があることは当然であります。これにつきましては、それ／＼適當なる方法をもつて調整をいたして参つておるわけでございしますが、政府といたしましては、農地改革の基本精神を後退させるやうな意図はまったくないわけであります。またそうでなくとも、あるいはそうした誤解を受けるやうなことは政府のとらざるどころである、こういう基本方針を持つておるわけであります。各般の問題にわたりましたら、御意見並びに御質疑がございましたら、詳細につきましては農地局長からお答え申し上げます。

なお人口対策について政府はどう考へるかという点につきましては、政府としては農村ばかりではなく、日本の人口問題全般にわたる大きな問題でありますので、対策を立てなければならぬ

ということで見解を努力しておるわけであり、これはまず第一には、国内において農村の次三男対策をいかにやつて行くかということにつきましまして、農地の拡張をはかるということ、開拓者資金融通法あるいは自作農創設特別措置特別会計法というような法律を通じてやつておるわけでございす。なおまた海外移民ということも、ちろん大きな問題でございすので、これにつきましましては特段の処置を講ずべく努力をいたしておるわけでございす。これは農林省としましては、農村の次三男対策と関連いたし、同時に、海外にこれから移民を送り出すにあつては、その人物の選定ということが非常に大事でございすので、特に意を用いてございす。準備を進めておるわけでございす。

○降旗委員 ただいま他の委員諸君からのお話もありましたから、私は詳細にわたつて御質問申し上げることは後日に譲りたいと思ひます。ただ質問申し上げました要点について、ちやうど農地局長もお見えでありますから、簡単に御答弁を願つておきたいと思ひます。先ほど申しました旧地主の犠牲というものは、これは相当詳細にやらなければならぬと思ひますのでありまして、これらの犠牲者についての調査を当局においてはされておるかどうか、この点を一応承りたいと思ひます。

○平川政府委員 農地改革の途中にございまして、いろいろ法的に見ますと、従来の生活に比べて非常にお気の毒な人々がおるということは事実であると思ひます。ただ農地の買収そのものにつきましましては、お話もございましてけれども、たとえば対価につきましても

当時の一応の基礎の根拠をはつきりとして、買収のときに相当の対価を支払つておるということになつておるわけでありますから、実情において多くの小作料をとつておつた当時から比べれば非常にお気の毒な状態になつておる人もありますけれども、政府としては正しい対価を支払つておると考へておるわけでございす。従ひまして、これに對して今特別の措置ということとは考へておりません。それからなお、たとえば不在地主であつたけれども、終戦後帰還して来たというような場合も、おあげになりましたが、こういうものにつきましましては、耕作者との間を調整いたしまして、耕作者の側においてその土地の耕作を帰還者に譲つても、その経営上あるいは生活上さしかたがえがないというような条件がありましかつた場合には、帰還者に対する返還を認めるというところが例外的措置としてあるような次第でありまして、これらは個々の具体的な実情に応じてそういう例外措置も認めておるわけであります。その程度のことはいたしておるわけでありまして、そのほかにおいて、旧地主に對して非常に特別な措置ということはたゞいま考へておりません。

○降旗委員 ただいまのお話は、私が質問いたしました点と違つておるようございす。私はある地域の団体の諸君が、農地改革後の旧地主で、先ほど申し上げましたように一身上あるいは一家の上に非常な不幸をこうむつたような人々がおるわけですから、そういうことを調査しておる団体がある。従つてこれらの問題を糾明することは農政上重要な資料になるべきものだと思ひ

ますが、農林省でそういうような調査をしてあるならばそれを見せてもらいたいし、もしないといひますなら、手段も方法もあると思ひますから、これらの問題について資料を集めていただきます、こういうことを質問したのです。

○平川政府委員 ただいまの点につきましましては、断片的な資料はございすけれども、全国的に網羅したような調査はございせん。

○降旗委員 先ほど御質問いたしました北海道の移住計画の問題について、農林当局としてはどういふ考へを持つておられるか。もう一つは海外移民について、農業移民を送り出さなければならぬことはもちろん当然でありまして、農林省としてこの海外移民をどういふ方法によつて送り出そうとしておるか、それらの具体的な問題についてお答え願ひたい。

○平川政府委員 北海道の開墾に關しましては、これは食糧増産政策、開拓政策の一環といたしまして、一応農林省といたしまして、五箇年計画のやうなものを立案いたしまして実行いたしておるわけでありまして、予算の削減等でおるやうに参りませんけれども、大体われ／＼の調査によりましますと、北海道において五十万町歩内外の開墾可能地がまだあると考へております。これに對しておそらく十万户近くの農家が入り得るのではないかと、少くとも数万戸のものが入り得るのではないかと考へます。これからの個別調査を重ねたいと思ひますが、概括的な調査といたしましては、五十万町歩程度は開墾の可能性がある。これを十箇年程度でやつて参りたいというのが私ども

の構想でございす。

それから海外移民につきましましては、現在外務省の方ともいろいろ御相談をいたしておりますけれども、われ／＼といひましたけれども、先ほど政務次官のお話のありましたように、国内の開墾と相並んで、次三男対策の重要な一環と考へておりますし、また内地の農村の再建、あるいは農村における農家の経営の改善ということも結びつけて考へなければならぬ。また海外に送るその人自身の選定、良質のものを選定するというような意味におきましても、農林省は非常になれておるわけでございす。そういう意味において、その移民事業に關する国内の事務については、十分われ／＼の方で措置をして参りたい。ただ先ほどちよつとお話がありましたが、これは実務に關係もございすが、これは実務に關しては民間団体等を使うということは十分考へております。

○井出委員長 次は中澤君。簡潔に願ひます。

○中澤委員 国営干拓地をあつちこつちでたくさん政府がやつておられるのですが、その配分の問題について今ここに具体的な一つの大きな問題が出ておる。あるいは農地法違反の問題もあれば、幾つかの疑義が出ておるのであります。それは御承知のように茨城県における猿島郡の森戸、中川、七重、長須、岩井、生子等、これらの一町五箇村にまたがる鶴沼の国営干拓地でございす。この干拓地の配分方式について、政府は一体どういふ基本方式をもつて配分するのか。これはおそれる森戸ばかりじゃない。全国の国営干拓地の配分問題は、いろいろ問題

を起しておるのであります。こういう具体的な事例が出ておりますから、政府は一体どういふ基本方針で配分しておるか、これをまず第一にお伺ひしたい。

○平川政府委員 これは場合によつて、たとえば軍の接收を受けたところの人がおるとか、あるいは電源開墾で水没地になつたやうな人があるというやうな場合におきまして、面積が許します場合にはおいては、そういう人を優先的に入植させるやうなことを一つは考へておる。ただいまの具体的な場合は、それに當てはまるかどうかわかりませんが、そういう場所もある。それからそういうものがない場合、その地元の人が入ります場合におきましては、農地法の考へておりますやうな、できる限り適正規模の農家を育成するといふ見地に立ちまして、過小農に對しては、それ／＼増反の若干の面積を割當てて参る。また次三男の多いやうなところにつきましましては、その者に入植を認める。その具体的な人選等につきましましては、これは知事が審議会等の意見を聞きましてやるというやうなことで、大体の考へ方としては、要するに適正規模の農家を育成するといふ考へ方が抽象的に申しますれば根幹でございす。それを具体的に當てはめて参ります場合に、一部既成農家の増反に充てる。あるいは一部次三男の入植に充てる、その具体的な割當につきましましては知事にまかせることになつております。

〔委員長退席、吉川委員長代理着席〕

○中澤委員 そうすると、その基本的な考へ方はいい、しからば増反以外

の配分というものを政府は認めるか、要するに農家でない人への配分を政府は認めるかどうか。

○平川政府委員 農家でない者が配分を受けるという事は、その農家がいわゆる自作農として精進する見込みがあるという判定を受ける非常な例外の場合でありまして、原則的にはそういうことはございせん。その農地を取得することによつて、少くとも三反歩以上の農業経営を行い、自作農として確立し得る場合であります。実際問題としては、すでに現在農業をやつておられぬ者がそれに該当するということはほとんどないわけでありまして。

○中澤委員 政府はそういう方針であるかもしれないが、事実上この森戸干拓においては、農家でない商人が相当な配分を受けておる事実がある。名前を申し上げればたくさんありますからとか、精米屋であるとか、菓子屋であるとか、とうふ屋であるとか、卵屋であるとか、農機具屋であるとか、鶏屋であるとか、船頭であるとか、こういう者が事実上の配分を受けておるので、ここに配分を受けた名前から一切載つております。これはあとで向うを調査してもらわなければいかんのですが、そういうふうにして配分を受けたのが約九町何反あるのです。それでこういう事実が出ておるのですが、この配分の監督権は一体農地局にあるのかないのか。

○平川政府委員 法制的には知事にまかせておるのでありますが、実際問題として、もしはなはだ不当なことがあるれば、知事に処分を改めさせることもできないわけではございません。ただ

お話の地区については、私も詳細今存じませんけれども、先ごろ問題になりまして、県の方に照会をいたしてあります。県の方ではなおよく調査中であるが、そういうふうになる者は、いわゆる兼業農家であつたり、あるいは干拓された地区内において現実に耕作をいたしておつた者にその面積を与えたとか、そういう例外的措置はいろいろいたしたので、中にはそういう者があるのではなからうかということをおしめておりました。しかしこの点につきましては、具体的な調査を今命じておりますから、それがはつきりいたしましたら、事例をもつてお答えしてつこうであります。

○中澤委員 あなたは若干の例外としてあつたらと言つたが、たとえば石山三郎さんという人は全然耕地なしでありまして。それが一反五畝の配分を受けておる。家族人員三人であります。農業の稼働人員は全然ないのです。これは菓子小売商です。これが現に一反五畝の配分を受けておる。いま一つの例を申し上げておきますが、菊本福枝さん——これはおそらく女の人であらうと思ひますが、これも全然耕地なしである。この人は家族人員は五人あるが、稼働人員として農業労働のできる者は一人もない。これは雑貨商でありまして。これが一反歩配分を受けておる。そのほかたとえば荒井勘治という人がおる。これは三反四畝の土地を持つておる。しかしそのうちの一反の自分のうちのまわりの畑だけ耕作して、あとは全部人に貸しておる。ここには稼働人員が一人あります。こういうふうな稼働人員のないものや、雑貨商として自分の持つておる耕地さえも人に貸し

ておるといふような人が、事実上配分を受けておる。それは一体どういふことと受け入れたのか。

○平川政府委員 私も今詳細を存じませんが、その詳細につきましては調査をしてお答え申し上げたいと思ひますが、先ほど申しましたように、県の調査の途中においての話では、旧干拓予定地の中に実際耕作しておつたものが相当あつた。それに対しては、それに相当する面積を与えることにいたしました。それからいふゆる兼業農家であるものについては、やはりそれぞれば若干の増反を認めることにいたしました。こういうことを申し上げておりました。ただいまだかなり具体的資料を持つてのお話でございますが、これと県との調査と、場合によりましてはつきり合せて、具体的なお答えを申し上げますたいと思ひます。

○中澤委員 これはあなたの方へ二月十一日に全農の永井君が行つて、いろいろ政務次官もおつて話をしておる。それをまだ調査できないというのはおかしいと思ひます。これはまさに私に言わせれば怠慢だ。しかしそれを責めることは第二といつたしまして、これには配分を受けるために耕地面積と稼働人員について虚偽の申請をしておる人が相当ある。倉持作治という人の現在の所有面積は一町四反八畝十二歩である。これを一町二反五畝二十歩しかやつていないと申請しておる。その差は二反二畝二十二歩ある。そこで虚偽の申請をしてどれだけの割当をしたかという点、三反五畝の割当をしておる。こういう例は一ぱいあります。こういう虚偽の申請をしたことは、まさしく農地法違反あるいはいふ／＼な犯罪に該当すると思つたが、こういう問題についても厳密に調査する意思があるかどうか。

○平川政府委員 そのお話がありまして、厳密な調査を命じておるわけでありまして。その厳密と申しますことは、非常に手がかかるわけでありまして、形式的な台帳面とか何とかいうだけでなしに、現実の姿を厳密に調査しておるのであります。その調査の中間報告によりまして、先ほど申し上げたようないふ／＼事情があるんだということを申し上げておりましたけれども、最終の詳細の報告がまだ参りませんので、その報告を督促いたしました。具体的にお答えをいたしたい。

○中澤委員 ではない、具体的に調査をして、その資料を提出していただきたい。そのときやるといふは、問題は今仮配分を受けておる。ところが仮配分だといつてやつておるにもかかわらず、配分を受けた人は本配分にしておまうと登記を急いでおる事実がある。これが登記されてしまえば、政府の方では仮配分であると言つておつても、本配分になつてしまふんです。そういう事実が書簡でも来ているのです。そこでこの干拓の問題に對して、前に干拓のまわりをやつておつた人の既耕地を原野として政府は買上げをしておる。その中の配分にもまた不正がある。今まで耕作した者よりか原野として買上げて売り渡した者の方が減反しております。個人々々の事例がここに全部出ております。そういう不正が一ぱいあるのであります。中には村が紛糾して村長をやめた人もあれば、この配分をめぐつて森戸地区はこつたがえしになつておる。これは今ま

で書簡でもいふ／＼な材料が来ております。今仮配分ですから、そういう不正を正しく直して本登記をするように、本登記の登記申請を提出する意思がありますか。

○平川政府委員 仮配分であれば登記はできないと思ひますが、いすれにいたしましても、調査が大体できておるといふ報告を受けておりますから、それを速急に取寄せまして詳細に御報告申し上げます。

○中澤委員 そこでもし不正があり、その配分が非常に不均等な場合は、県の方にまかせないで、農地局長の方から係官を派遣して、厳密に現地調査をして配分の直しをする意思がありますか。

○平川政府委員 明らかに不正であるとか、極端に不当である場合には、監督の命令を出してさしつかえないと思ひます。ただある程度裁量にまかされておるところもありますので、具体的な数字その他の資料を取寄せまして、詳細に御報告申し上げます。

○中澤委員 この問題については、まだほかに材料は山のようにあります。一応これでやめまして、農地局長の方から速急に調査をして資料を提出していただくまで留保しておきます。

○吉川委員長代理 引続きこれより農林業施設の災害復旧事業に関する問題、特に昨年の大水害による被害農地の復旧対策、並びにこれら災害復旧事業に對する国庫補助金の効率使用の問題等について調査を進めます。井手以誠君。

○井手委員 農林業施設の災害復旧事業につきましては、昨年の秋の大災害さうにそれ以前の過年度災害を加えます

と、国庫の総負担は一千億を越える麗大な額がなお残っております。ところが最近の緊縮方針によつて、ほとんど予定通りに復旧工事が進まないのみか、査定が非常にきびしくて実際に工事ができないという大きな問題が起つております。その問題の中に新たに提起されたものは、会計検査院の検査でございます。最近検査院がいろいろと努力されて経理の適正を期せられつつあることについては敬意を表しておりますけれども、この会計検査院における努力が度を過ぎて、復旧事業の設計にまで口ばしを入れられて非常に困つておる事実がきわめて多いのであります。私具體的な事実をあげて、きょうはまず最初に会計検査院にお尋ねしたいと思ひますが、会計検査院は、いかなる権限によつて農林省がきめた査定済みの工事設計についてこれを變更せしむる権限があるのか、まずその点について法的にお尋ねしたいと思ひます。

○東谷会計検査院検査官 ただいまの御質問でございますが、昨年の水害の復旧に關しましては、私が申し上げるまでもなく、工事が特別に適正な措置が講ぜられ、従つてそれにつれて予算もできておるわけでありましたが、ただ予算ができたというだけでは私の方は検査はいたさないものであります。予算の執行段階に入りますと、當時検査の建前から検査をするということになるのであります。昨年、農林省の二十八年度予算が大体七十三億くらいだと思ひますが、それが去年の末までになつておるのであります。そういたしましてそのうちの

ある部分はやはり十二月まで支出ができておるのであります。そこでむろん支出負担行為もできておると思ひますが、支出もできておるというので、一応予算の執行の段階に入つておりますので、できればなるべく早く検査をしたいということをおもひ思つておつたのであります。昨年、一昨年度あるいは一昨年度あたりの検査の状況を見ますと、あるいは御案内だと思ひますが、昨年度の検査報告にも書いてございしますが、それを見ましても、昨年約三千八百箇所見たのであります。そのうち千七百箇所ばかりはやはり程度を越えておるとか、復旧工事をやるべきでないというやうなものがございます。実施の結果はあまりかんばしくないというふうになりは思つております。そこで當時検査、すなわち當時に現地検査をするという建前から、予算の令達もありませんし、支出も幾らかできておりますので、これらを目途として検査をいたし、支出負担行為のない段階におきましての分は、その検査と同時に調査をいたしまして、次の検査に備えておるやうなわけでありまして、一応その程度に御説明を申し上げておきます。

○井手委員 支払いが済んだので調査したというお答えでございますが、西日本災害関係については、この間その末端までには一銭も交付されておらないのであります。最近県庁から参りました資料においても未交付であるといふことがはつきりしてきております。そこで私は具体的に参りまして、最後に権限の問題をまともにお尋ねいたしますが、北九州各県において行われまして会計検査院の検査の状況をお

いつまでも申し上げますと、工事費について従来認められておりました運搬費その他は、努力率によつてやるべきであるといふことを強調されまして、農林省が設計した工事に對して、大体二割を天引きして決定されたといふことが、熊本、佐賀、福岡から報告されておるのであります。

第二点は、やむを得ない附帯工事の改良工事などは認められておりますけれども、これを会計検査院は認めなかつたといふこと。

第三は、農地に堆積しております土砂、これはすでに三箇年以上も経過いたしておりますので、一箇所にためておきます土砂は運搬し、あるいは流失して相当減つておることは事実であります。七箇月、八箇月済んだあとになりつて、これは四十五センチであるとかいつて、ほとんど一メートルくらいのものを四十五センチに削つた事実が非常に多いのであります。

第四番目には、農地の災害復旧につきまして、石の控えは従来四十五センチであつたものを全部三十五センチに削つてしまつておられるのであります。面から奥行き四十五センチのものを三十五センチに削るということになります。非常に脆弱な工事になつて参ります。これは申すまでもありません。そのことを考へて従来四十五センチにきめられておるのを、会計検査院は三十五センチに削つておる。このようにして努力率によつて二割あるいは控えの切落しによつて二割、こういう方法によつて今おつしやいました六十何億の災害復旧工事を切り落されたおるというところを、私も現地に参りて報告を聞きますし、痛切な訴えを聞いてお

ります。どうしてこういうことが会計検査院でできるのか。おそらく災害復旧の責任者は農林大臣であると私は考へております。それを経理の適正を期する会計検査院が、設計まで變更させる、実際に用をなさないやうな工事を無理にしている、そういうことがはたしてできるものかどうか。その点をお尋ねいたしたいのであります。

○東谷会計検査院検査官 ただいまの点であります。努力を提供しておるというやうなものを会計検査院でそれを認めないといふやうなことはおそれる言つてないと思ひます。これは具體的な御質問でありますので、局長から説明させたいと思つておりますが、今も仰せになりましたやうに、会計検査院は査定減をするとか査定増をするといふ権限を持たないのであります。検査をいたしまして、この分は法律に照らし予算に照らして、原形復旧の程度を越えていないか、あるいは二重査定ではないか、あるいは災害がなかつたのにそれを復旧するといふ形でこの設計なり工事が施行されておるのではないか、そうすればそれに相当するの減額されてしかるべきではないか、そういうやうな意見を農林当局の方に示しまして、農林当局の方でそれに対する決定をされるのであります。会計検査院では、繰返して申しますが、査定をするといふ権限は持ちません。ただいたしておらないのであります。ただいま六十二億と仰せになりましたが、大分、佐賀、福岡、熊本、京都、和歌山、三重の七県の昨年度の災害復旧の關係で百八十八億の総工事費に對しまして、会計検査院の方で、この点は二重ではないか、この点

は行き過ぎではないかといふので、意見を付けて、是正されたいらうだといふことで農林当局に御注意を申し上げ、農林当局の方で、そのうち六十二億くらいは会計検査院の言ひ通り減額したらという御意見がついておるのであります。

【吉川委員長代理退席、委員長着席】

これはまだ局長なり課長なりが検査をしておる段階でありまして、会計検査院として最終決定の金額ではないのであります。

○井手委員 努力率については、熊本県から先般農民代表者會議に見えられた方が報告されたのであります。農地に堆積した土砂、大体一メートルのものを四十五センチに切つたといふことと、あるいは控えを四十五センチから三十五センチに切つたといふことは、佐賀県の方の關係者からの報告であります。そういう設計の内容にまで立ち入つてなされる権限がどこにあるかと私はお尋ねいたしておるのであります。改良工事につきましては、こゝでなかなか結論は出にくいだらうとは考へておりますけれども、ただいま申しました前二者につきましては、どういふ権限でそういうことをなさるのか。もちろん査定といふことではあります。検査院独自の立場において調査なさつたことではあります。けれども、これが地元においては強く一定同様の、もつと強い響きをいたしておるのであります。県庁においても農林省においても、行政の實際から申しますと、いろいろとお世話にならねばならない立場から、会計検査院の進言と申しますか、意見は相当影響が多

○東谷會計検査院検査官 実は災害復

われまじしたことと私のと食い違つてい
うお話でございしますが、食い違つてお
りませんので御了承願ひたいと思ひま
す。私たちは実は、設計の内容をどう
して調べるか、こういう御質問で、そ
れを調べない以上は国費の支出とい
うものが妥当かどうかということがわか
りかねる、こういう意味で申し上げた
わけであります。かりに原形が四十五
センチということがはつきりいたしま
した場合には、たとえば物が残つてお
る關係でわかりますような場合には、

私どもとしてはこれを認めるのであります。しかしながら実際には四十五センチの石を使うということは少いように聞いておるのであります。大体は三十五センチというのが普通というふう

体例でありますから、場合によりまして、お示しのような案件につきましてさらに詳細調査いたすことはあるかもしれないませんが、大体において四十五センチの石を使う、――一尺五寸、相当大きなものであります。農業土木におい

てこういう大きな石を使うということ
は実際においてあまりないと承知いた
しております。

○川俣委員 私はないかあるかという
問題ではないのです。あなたの方では
大抵ないと認定して国的な予算を見

ておる。これが問題なのです。画一的に見てくれ、ということを示す権限は何も持つておらないのです。それが予算の忠実な執行と考えることは越権だと思ふのです。原状回復だから、それ以上望ましいことはわかつてゐるけれど

も、原状のままでなければならぬでしょう。そうすればその時代にたまたま四十五センチというものがあつたと

ということが認められるならば、画一的に三十五センチでなければならぬという事で査定されるとしますならば、その査定は越権だ。大体査定の中に入るべきものではないのです。大きくすることはいいけない、小さくすることはいいという事はないはずなんです。そういう意味で、あなたが画一的にやる事が予算の執行上正しいという事は、これは正しくないのです。大きいものであつたら大きくしなければならぬ、小さいものを、これではあふないじやないかという事で、いくらか手心される、国費の十分な活用の上から幾分見のがされるといふことは、国費の濫費ではない。国費の用途を完全に満すためにいくらか寛大になる——寛大になるというのは工事の寛大でなくて、堤防の破壊を防ぐということのために少し寛大になるということとはあり得てよいと思います。むしろそうではなくて、前よりも、これですらあふなかつたのをさらにこれよりも縮小しなければならぬという事は、完全な国費の活用ではない、こういう見解からお尋ねしたので、こういう御見解はあやまちやないか、この点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○小峰会計検査院説明員 御指摘の通りでありまして、私もいたしませんが、一々実は見ておるわけでありまして、それで四十五センチのものが原形にあるということになりますれば、四十五センチにするのも決して私ども文句を言わぬ——文句を言うと言つておかしなものであります、実は査定の権限はないのであります、査定権を持つ農林省に對して、これは少し行き過ぎじやないだろうか。あるいは、さういふものをもう一べん査定し直してはどうか、こういうような勧告をやつておるわけでありまして、おつしやることと私どもやつておりますことと決して違つていないつもりでありまして、相当に原形超過というやうなもの——私どもとしても再度災害を受けるというのとはまことに困るわけでありまして。なるべくさういふことのないやうにということの配慮はしつつ、従来から検査をやつておるつもりでありまして、あるいは一つ例外的に何かまづいのがございますかもしませんが、方針としてはさういふふうによつておるつもりはないのであります。

○井出委員 おつしやることと現地でなすつておることと大分違つておるやうであります。勧告であるならば、農林省に對して基本的な考え方を申されるのが私は順序だろつと思つて、ところが現地におきましては、検査官が査定官と同様の、あるいはそれ以上の厳格さかどうか知りませんけれども、同じやうな方法で一々査定される。四十五センチであつたものも、これを画一的に三十五センチでなければならぬといふことも言つておる。その結果四億円という減額になつておるのであります。それは一番下に敷くものは三十五センチのものがあつたでしようが、その上に四十五センチのものがあつたのであります。あつたものをよく見もしないで、一律に三十五センチにしてしまふといふことは、私は明らかに不当であると思つて、また先刻も申しますやうに、堆積土砂は一箇所に集めておるが、それを見てこれは少いじやないか。なるほど半年以上も過ぎたもので、その間雨も降つておりましたやうから、減つておりましたやう。それを現在においてこれは少いといつて査定し直さう。さういふことは、これは不当だと思ふ。さういふやうな査定し直す権限がどこにあるかといふのであります。私が今申しましたその土砂の測量と申しますか、計算あるいは石の切りかえと申しますか、減すとか、あるいは動力費は、お前ら農民が勤勞をすべきだといふことをおつしやる権限が、一体どの法律にあるかといふことを私はお尋ね申し上げておるのであります。もしさういふ権限がなかつたならば、今までの検査は御破算になさる御意思があるかどうか。現地では非常な恐慌を來しておる。これはこれで工事がやれないといふことで、非常に困つておる。私は佐賀県であります。災害地でありまして、私自身も災害を受けております。一番こわいのは会計検査院の検査でございまして、現地では言つておりまして、県庁よりも農林省よりもこわいと思つておるのであります。もちろんい点もございまして、それはぜひさうしてもらわなくちやならぬ、私もから勧めなければならぬこともございまして、この災害については、特に不正なものという大蔵省の音頭からかどうか知りませんが、あまり行き過ぎておる傾向がありますので、私きやう特に質問申し上げておる次第でございまして、従つて、くだいようでございまして、けれども、先刻もお尋ね申し上げております具体的な事案に對して、なぜさういふことをされたか、どういふ根拠によつてされたか。もしそれが越権

であり行き過ぎであるとお考へになりましてならば、今までの検査を取消すお考へかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○東谷会計検査院検査官 先ほどから申し上げますやうに、会計検査院といひましては査定権は持つておりません。現地に参りまして、現状復旧の程度と災害との關係をにらみ合せまして、これは少し行き過ぎではないか、これは根本から建直すべきではないかといふやうな意見を中央の農林当局の方へ申し上げまして、さうして査定を仕直すといふことは農林当局の方でなさるわけでありまして、さういふやうな關係でございまして、一面においては、これはまだ主管課におきまして検査をいたしておる段階でございまして、もう一度検査に参らなくちやならぬかと思つておるやうであります。その結果によりまして、この金額も、不動のものであります。多少動くといふことには相なるかと思つておりますが、調べましたものを御破算にするといふ氣持は、ただいま持つてはおりないのであります。

〔それは決算委員会だ〕と呼ぶ者あり

○井手委員 決算委員会の話も出ておりますが、まだ工事をしていないのが大部分でございまして、その工事もどうしても植付けまでにはなくちやならぬ実情にございまして、大事な時期にございまして、金は相当支払われたやうな話もありましたが、まだ末端に行き渡つておりません。少い工事の費用でも行き渡つておりません。まだたくさん残つておる工事を査定官同様に検査されて——自分たちは勧告だとおつし

やいますけれども、私は勧告ではないと思つて、現地でそれだけ強くおつしやることは勧告の度を越しておる。同じことを繰返すやうですから多くは申しませんが、私はそれはあまり行き過ぎだと思つて、これがある程度は正される御用意があるか。一切御破算にとは申しましたが、三十五センチを四十五センチに復元する御意思があるかどうか、お尋ねいたします。

○東谷会計検査院検査官 ただいまの四十五センチであつたものを三十五センチに統一するといふことは、先ほど局長から御説明申し上げましたやうに、さういふ意思はないのであります。四十五センチであつたものであれば四十五センチで工事をなさることはそのまま認むべきであると私は考へております。もしも具体的な問題に入りまして、この分は四十五センチあつたのに認めてないじやないかといふことであれば、私もあやまちを改むるのにはばかりませんのでさういふ注意を農林当局に発しておりますことを、私どもの方で取消すことは一向やぶさかではないのであります。

なお申し上げておきますが、先ほど検査があまり行き過ぎじやないかといふお話でありまして、さういふやうに仰せになる方もございまして、他面におきましては先ほど申しましたやうに、二十七年で申しますと、六万箇所も現場がありますのに、私どもの方で参りましたのは、実地検査の關係、旅費の關係で、わずかに四千箇所しか参つておらぬのであります。が、さういふやうなことでではさういふじやないか、もう少し密度を高めて見てくれなくては困るという要望

料を要求しておきたいと思ひます。

か、今スラシバあたりで四十、五十といふような申込みがあるといふふうなお話で、私もよつとふに落ちないのでありますが、これは日本における人口問題の重要性から考えても、外務省が真剣になつて海外の移民地の獲得に、積極的な努力をされなければならぬと思ふのであります。今のお話だとまことに受身で、申込みがあればこれに應ずるが、予算がないので微々たる数しか出せないのだという印象を受けてまして、私非常に心外に思うわけでございますが、こういう点につきましても、言葉じりをとるようでまことに恐縮であります。實際はそうじやないのだということを期待いたしますけれども、私の今申し上げたような積極的な施策を今後お考えになるといふ前提で、以下質問を進めてみたいと思ひます。

日本から農業移民を出します場合、

この移民の募集及び選考については、
 どういう方法をお考えになつていらつ
 しゃるか。特に日本海外協会連合会と
 いうものができたようでありますが、
 これをどのような方法で活用されるの
 か、また連合会というものの組織とか
 性格とか、やるべき事業あるいは政府
 がこれを必要とする理由、活用する方
 法等につきまして、なるべく詳細にお

答へ願いたいのであります。

○石黒説明員　ただいまあまりにお答えが簡単でございまして、まことに失礼いたしました。資料は詳細後ほど提出したいと思ひます。また大きな数だけ申し上げまして、小さな数については、ほとんどは端折りしました。

が、実はブラジル以外アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、コロンビア等の諸国に、われ／＼の方から人を派遣いたしまして、できるだけ積極的に、移民の受け入れ態勢をつくるように努力いたしているような次第でもありませんので、お話の通り、われ／＼の方も積極的にいたしていることだけを一応申し上げて、御了承を得たいと思ひます。

次にこの移民の送り出しにつきましても、お話のように海外協会連合会、この海外協会連合会、各県の海外協会——名前は統一されておきませんが、大体海外協会とひくくして申し上げておきます。これを会員といたしますのが中央の海外協会連合会でございます。実は移民の歴史におきまして、戦前におきましては、国策の株式会社が出たこともございます。また今回のような連合会が出たこともございます。いろいろ／＼それにつきましても批判もございましたので、われ／＼といったしましては会社組織でなく、各県の海外協会をメンバーといたします連合会をもつて、移民の選考、募集をいたしますことが、最善の策と現在考えております。この連合会の組織、定款の詳細につきましては、課長から申し上げることになります。大体現在各県によつて、比較的熱心な県、また希望者が多い県、そうでない県と差がございますが、われ／＼の理想といたしましては、各県に海外協会をつくりたい。現在のところは約二十県くらいにできております。その他の県はまだできておりません。もつとも戦前のごときを考えましても、全部につくれないのも無理でありまして、つくらない県もあるかと存じますが、熱心な県は、実は戦前

にございまして海外協会の再興でございまして。この各県の海外協会におきまして各市町村に連絡いたし、また県の方からも側面的に援助していただきまして、また農業関係団体等の援助も得て、また海外渡航移住の候補者を募ることになります。これも熱心な県におきましては、すでに数百家族の候補者を持つておられる県もございまして。またそこで行つていない県もございまして、われ／＼の理想といたしましては、各県ともにあらかじめ候補者を選んでおいていただきたいと思つております。もちろんその候補者を選ぶ際は、最近に出かけます相手国の側の受け入れの基礎的条件を示しまして、それによつて大体候補者の選定をお願いしているものであります。受入れの具体的な計画ができ、かつそれに対する輸送手段、すなわち船舶の配船とにらみ合せまして、われ／＼の方

といたしましては、その都度こういう条件の移民候補者を何家族、何日までに選定してもらいたいというのを連合会に申し入れます。連合会は地方に連絡いたしまして、これを選んで参ります。そして船の出発期日の一週間なり十日前に神戸の移住あつせん所という施設がございまして、ここに船待ち兼ある程度の教養を与え、渡航の査証手続をいたすためにここに集まつておるのであります。そして船の出発期日に二名をつかまして現場に送り届けるのであります。現場におきましてはもよりの大使館、領事館におきましてこれを受取りまして、所定の入植地まで送り届けるわけでありまして。

○足立委員 ただいまの参事官のお話を伺つておりますと、私は非常な奇異な感じを抱くのですが、普通全国連合会といふものは各府県にそのものが自然発生的にできて、それがまとつて全国の連合会を結成するのでありますが、今のお話だと、府県によつてはできない県があるかもしれない、頭の方だけ先にできて、逆にこれが発生して行くということに私も奇異な感を受けるのであります。外務省がこの募集選考の手足を持つために、作爲的に政治的にこういう中央の連合会をまつておつくりになつたというふうに解釈してよろしいのですか。

○石黒説明員 それに中央におきましてもまた地方におきましても、移民の組織を何か持たねばならないという空気が双方に醸成されて参りまして、そこに海外協会及び海外協会の連合会というものが外務省の了解を得てでき上つたというように私は承知いたしておるのであります。先ほどまだ半分しかできてないのに連合会ができたのはおかしいというお話もございました。これは全部の県が同様の熱意を持つたのでありません。全部そろわないけれども申し上げました点は御了承願ひたいと思ふのであります。

もう一つつけ加えて申し上げておきたいと存じますのは、このような民間の機構が移民を取扱いますことにつきましては、先ほどいろいろ申し上げましたように、戦前戦後議論はございしますが、役人が直接このような仕事をいたしますのは不適当であると存するのであります。御承知のように内地から外

地にわたりまして一生の世話をいたします仕事であります。役人はどうして三年、四年でかわるのであります。が、現場においてはこの世話の仕事は、行きます移民にとりましては、これら一生の仕事であります。これに對しまして世話をする、ある程度指導をするというようなことは、やはり人情味を持つておられたいと思ひます。役人がいくらやろうといひまして、どうもしんどい、転任になります。この仕事に生涯を打込んでいただく熱心な方々が今まであつたのであります。そのような人々がこの役人の転任のようなことなくして、終始一貫移民のめんどろを見ていただく、これで初めて移民で出て行かれる諸氏も納得し、またその指導にも服して行くのであります。民間機構としてかわらないところのものが必要だと私は感じております。

○足立委員 今のつけ加えてと言われたい参事官の御説明を伺つて、まず／＼奇々怪々になつて来るのですが、なるほど一般的に言へば、転任をする役人がめんどろを見るよりも一生これに打込んでやるような熱心な人も世に世話をやる方が多いのだ、なるほど表面的には一応もつとものように聞えますが、役人がやるという個人がやるのではない、これは役所という組織がやるのですから、転任をしても後任者がやる。私は役所が責任をもつてやることこそほんとうに安心をして移民ができるんじゃないかという感じがするのであります。もちろん熱心な人の応援を頼むということはぜひ必要だと思ひますが、少しお話がこんがらがつていやせんか。また海外協会なるもの

がブラジルまで出張つて、その先のブラジルの政府なりあるいは土着の先住者との交渉なり農業技術の指導なりをしてやるのですか。今のお話ですと、そういうところまで、かゆいところに手がとどくようにあたかもやるがごとき御説明なんですけれども、その点をばつきりしていただきたいと思ひます。

○石黒説明員 申し上げることが抜けまして申訳ありませんでしたが、海外協会や連合会は、行く／＼は現場にまで機関をもつて、やらせるようにしたいと存じております。それで実は先ほど私が申し上げましたように、内地から現場に對する一貫のめんどろも見られるのであります。その点申し上げるのを落しまして申訳ありませんでした。

○中村(幹)委員 関連して申し上げておきたいと思ひますが、さつきからお話を聞いておると、戦前においてはいかにも世話をしてくださつたように承るのです。私も実は移民で行きまして、六箇年の間サンパウロにおつたわけですが、第一に神戸の收容所においてとつた態度というものは、まるで奴隷です。第一にあなた方はその間においで／＼／教養をつける、あるいはポルトガル語を教えてやる、そういうふうにしていらつしやるかもしれない。しかしそういうことは一時間もありません。ただ血液の検査とかあるいはマラリヤの予防注射であるとか、そういうような形においての時間は認められましたが、意外にブラジルに関連性のある教育とかそういうものは何ひとつされた覚えはありません。また同時にこれらの会社の連中

が——非常に利益関係にこの移民というものが結びつくわけです。たとえば一つの船会社を取上げてもその当時千円ぐらいは渡航ができる、一人あたり一銭のピンをはねましても、株が四万ぐらいいはね上つておるといような実情なのであります。しかもその技術面におきまして、はたしてどれだけの協力があつたか。その当時ののは、移民ではなく流民ですよ。日本の過剰人口をどうやってはるかかという事なんです。それ以上の何ももない。しかもたとえば実際に長野県の海外移民協会がサンパウロ郊外のチエテにほんの地主との契約においても、何一つ関連性を持つたものもないし、そういうような実情について考えながら、なおかつこういう強力なものをつくろうとすることは、おそらく今足立委員が指摘されている一つの権力に対する問題と、もう一つはそれに対する利益関係と予算を掌握するということが以外何ものでもないと思ふわけなんです。これに対して戦前から非常にこうであるあであるというようにことをおつしやつておられるけれども、実情はよく認識していただいた。またそういうふうな世話をどん／＼して行きたいとおつしやるならば、そういう永続的にできる者こそ役人にして正し道を進ませたい、そういうもの指導をされるべきがより望ましいものだと思う。この問題に關していろいろ問題を含んでおりますが、いずれ後ほど御意見を承りたいと思つております。

○中村(時)委員 けつこうです。
○足立委員 一兩日中に成立するであろう予算を見ますと、農林省所管の農業移民関係として、移民募集費六十五万四千円、移民現地調査費二百六十万、移民講習委託費三百六十九万、合計六百九十四万四千円が計上されておる。外務省関係におきましては、貸付金等も含めまして、三億八千万の予算が組まれておることは御承知の通りであります。そこで私過日農林省の關係官に來てもらひまして、一体移民募集費六十五万四千円というわずかな金で、何をやるのだという質問をいたしました。その關係官の説明を聞いておりました。農林省においては農地局をやつておられます。植樹関係の仕事が、全国に職員を四千名かかえておる。従つてこの費用は別にしておられますので、ここで移民募集費を新たにやるにしても、別に經費の出ている人員を動員すれば簡単にできるものである、従つて予算はわずかに限られておるけれども、これで足りる仕事ができるつもりでありますという答弁でございました。私もこれはできるであろうと想像いたします。

なお移民講習委託費の方も、金額はわずかでございますが、こういうふうなにもかく閣議を通過し、政府で正式にきまり、国会で正式に確定せんとする予算に、農林省所管としてこの移民の募集費及び講習等について、仕事は當然と認められておる。それにもかかわらず、今お話のように海外協会の聯合会なるものができて、それに全面的に事務を委託するという計画がお進みになりますと、この農林省が國家予算の面で認められておる、移民に關する仕事と、海外協会のものとの仕事との競合關係はどのようになりますか。これについての外務省並びに農林省の御見解を伺いたいと思ひます。

○石黒説明員 今所管問題についてお尋ねがございました。まことにごもつともな御質問でございます。政府の仕事が各省にわかれておまして、各省設置法においてその仕事の内容がきめられておるのであります。日本国民の海外への移住を促進せんがため、外務省設置法に規定されておるところでございます。もちろんわれ／＼として農林省初め關係各省のよき御協力によりまして、できるだけつばな仕事をしつて行きたいと思ひますが、設置法によりまして外務省において移民の仕事をやるといふように考へております。

○平川政府委員 ただいまの問題は、実は卒直に申し上げますと、外務省と農林省との間にまだ事務的に話がついておらない問題があるわけであり、今お尋ねがございました。設置法によつて移民の事務をやつておることになつております。今後は海外協会の委託して募集等の事務をやりたい。そこで農林省の持つておられます予算について、これを外務省の方に移してまいりたい。ただ二十九年度の予算が成立いたしますと、移して行くことは具体的にできなくなるかもしれませんが、考へ方として、農林省でそういう募集選考の仕事に予算を組むことはやめてもらいたいという御意見であるわけでございます。ただこの点については、私どもは、そういう仕事については農林省はやはりタッチする方がよろしい、設置法の關係等は、農林省としては農家に關する事項を担当しておるわけでありまして、その設置法に基く政令によつて海外移民の募集、訓練等をあつておることになつております。従つてやはり農林省が予算を持つてこの仕事をやつて参りたいというので、実は話がすつかりきりませんために、一応二十九年度の予算としては、従来の例によつて従来の型の予算をそのまま組んだところから従うということになつておるわけでありまして、農林省としては、募集等の仕事については、やはり農林省が主としてこれにあつておると思ひますので、海外協会というやうな団体があるならば、これにも委託をいたしまして、また府県庁の組織あるいは農業団体等の組織も活用いたしまして、それに當ることが最もいいのではないかと考へておるわけでありまして、このやり方については、まだ実は事務的に話がつかないという状態にあることが実情であります。

○足立委員 農地局長のつづ込んだ御答弁を伺つて、いきさつがよくわかつたのであります。先ほど指摘したように、六十五万四千円の予算でこの移民募集選考という大きな仕事ができるかと私は農地局長の關係官に質問をしたところ、先ほど申し上げたように、四千人の人間がおるのだ、これを動員すればこの仕事は易々たるものであるというので、私も納得できたのであります。しかしただいままでの石黒參事官のお話を伺つておると、これは全然ネグレクトして、別に連合会を活用して、府県にも懇請して協力を求むというお考えのように私は受取つておるのです。今また農地局長の御答弁によると、その間のいきさつがよくわかつたのであります。これは國家的にいつていふんむだじやないかと思ひます。もちろん民間団体もいろいろ活用する面はあります。政府でやりにくい面も、こういうものを活用してやらせるといふふうな、機微に触れた点をこれにも活用して行くという点はあるまい。しかし今でしかかつかつたものを全部つぶしてしまへというわけではありせんので少くとも政府としてこの取扱ひを考へた場合には、外務省がいたすにセクシヨナリズムで考へてはならぬ、農林省の今まで築き上げて来たやうな機構を活用するに、府県、農地局長の關係官あるは關係農業団体、各種団体の応援を得て、きわめてスムーズにこの仕事が進むのではないかと感じたいと思ひます。従つて私は石黒參事官に伺ひたいのは、この連合会なるものと農林省が予算上認められておるこの事務との競合について、どのように考へておられるのかという点をポイントにして伺つたのであります。この点は石黒參事官からお答えがないので重ねてお伺ひいたします。

○石黒説明員 今平川局長からお話になりましたように、予算の問題については、まだ事務的に話合ひがついていないところがあります。その他大綱の点については、さほど食い違ひはないと思ひます。事務的に予算の使い方に

ついで、われ／＼両省間におきましてすみやかに意見を統一いたしまして、円滑にやつて参りたいというのがわれ／＼の考えでございます。

○足立委員 先ほど中村委員の体験談がございまして、私は移民じやありませんが、満州に十二年おりましたので、何となくわかる気がするものであります。今の中村君の体験談に非常に教

わるところがあるのであります。私も率直に申し上げて、今後の移民は、満州に拓務省がやつたような、廊下を渡つて行くような簡単な移民ではない。従つて設置法にもありますように、外務省が表面に立つて非常に奮闘

されなければならぬのであるということとはよくわかります。それだけに外務省の責任は非常に重い。また仕事も大きい。これは主として外に向つて仕事

が大きいのであります。で、外交交渉やあるいは外地における受入れ態勢、あるいは移民の保護政策等について、外務省がこれを専管として、もつ

ばらこれに當つていただかなければならぬということとはよくわかるのであります。しかしながら、同じ政府の中で、国内で北海道あたりへ移民するの

も海外移民も似たようなものであります。相当大がかりな移民をやつておる。その募集、選考、指導、訓練等の仕事に熟練した農地局関係の關係官が各府県におるわけでありまして、これを全然ネグレクトして、この海外移民を

ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか、参事官の率直な御意見を伺います。

○石黒説明員 今のお話まったく同意でございます。農林省が一番關係が深いのであります。その他の省とも一緒に力を合せまして、できるだけこの移民問題の推進をいたしたい、ま

つた人の話を聞きますと、中部ブラジルの松原某氏のごときは、今お話のあの中部ブラジル四千戸の移民について話合ひを、せつかく私財を投じて努

力されて、ブラジル政府との間に話をつけたら、今まで非常に熱心におやりになつて、すでに数千万円の赤字を

出して、これではとてもたまらないというので投げ出しておるといふような話も聞いております。この現地受入れの問題、あるいは外交交渉というよう

な点につきまして、外務省がもつと本気になつてやらなければならぬ仕事はたくさんある。振り返つて国内では、なわ張り根性を起して、農林省が

然でできる仕事まで外務省がとつて、そしてにわかつくりの連合会をつくつて、手足も十分にない、これに急に移民の事務一切を扱わせようというよう

これは最も重要なことです。世の中には侍が急に商売をやつて、やれるようなことが往々ある。しかし今日の場合に

おいては、どうしてもむだを排して能率を上げ、そして国家のためになさなければならぬという必死のときなん

です。持分を何とかしたいなんという片鱗でもあつてはならないと思う。この意味から、外務省はこの点についてど

うだつたかといふことを私はお聞きする。私は四十年前にアメリカに行き、三十年前にも行き、今回また行きまし

た。アメリカに行きます前に持つていた私の考えを、先方に行つて非常に是正せねばならぬように私は感じて来

た。まるきり違つた、新アメリカのよ

うな感じを私は受けて来た。この機会にほんとうに日米親善をやろうといふためには、アメリカは金があり、われわれ日本人は人間が余つてしかたがない。金のあるものと人間のあるものを、両方が出し合ひで行こうといふうなぐあいにし

て行く絶好のチャンスでもありやせぬかと思はれる。一方においては未開地を非常に広く持つておるイギリスがある。戦争によつて相当いたんでおる。アメリカの豊富な金と、日本のあり余つておる人口で、イギリスの持つておる未開地を開放させ

る。例をあげますればニュージーニアであります。こういうぐあいにし

て、日英米ほんとうの親善を策す。日本の人口問題がこのままでは行けないといふことは、アメリカが一番よくわかつておると思う。従前のジャップと言われ

たような、あの排日のさ中に私が行った三十年前、四十年前を思い出すと、今日日本人がどし／＼アメリカに行くようになったら、再びそういう考えを

起させるような問題が起るに違いない。それを防ぐやうなぐあいにすれば、未開地のジャングル地帯であるニュージーニアを開発するには、日本人が

一番適しているやせぬかと私は思う。アメリカの資本をもち、アメリカの資本をもつていつても何か奴隷になつて

いるなんという感じを持たないで、きわめて朗らかな気持ちで、アメリカの金と日本のあり余る人口と、そして未開地を開発して行くといふやうな、世界の平和の上から考えて推進して行つたならば、決してイギリスといえどもこれに

お呼びしてと思つたが、どうしてもだめだといふので、しかたがないから言

うのですけれども、日本の人口政策、外交の帰趨から考えても、これをせひ通してもらいたい。この点から行かなければ私はいかぬと思う。日本ではど

こが一番人口が過剰であるか、外国ではどんな移民を一番必要として

いる。床屋でも洗濯屋でもない。私も若干朝鮮におつて移民のことは多少わかつて

いるつもりである。そういう打つべき点を打たずして、そうしてはもちろ

にまかさないうで、今まで訓練して

切つておるところの農民と、最も常に親しくしておるところの農林省、農地局を開却して、熱心な者にまかそうといふのは、これはそも／＼經費の点から

ような努力をして、そうして日米英三
国が共同して、世界の平和に貢献する
べきだと考へる。この点外務省では、
日本のあり余つては切れてゐるよう
な人口問題に對処するため、どんな手
を打たれたか、お聞きしたい。

○石黒説明員 今の御意見もつとも
でございます。われ／＼といひまし
ては、できるだけ世界のどこでありま
しようとも、人口問題の解決のため
手を打ちたいと考へてゐるし、また打
てる限りは打つてゐる。ただ今お話の
ニューギニアの問題は、御承知の通り
の英國ことに濠洲方面の現在の日本人
排斥の空氣からいたしまして、これら
の問題を解決するには、かすに時をも
つてするといふ——相手のあること
でありますから、われ／＼だけではす
ぐにそこへ人を出すということができ
ないのは遺憾でございます。

また連合会の問題につきましても、
農林省の方でやらせたら経済的じやな
いかというお話がございました。これ
は御承知のように戦前から移民問題に
熱心な人々が集まつて、海外協会とい
うものが大きな移民県にはございま
した。現にこれらの人々の手元に大勢の
希望者が集まつて来ておるのです。た
だいまことし中に送り切れないぐら
いの者が集まつて来ております。これ
のうちからいい者を選びますことはさ
してむずかしいことではないので、農
林省といひしめても、われ／＼の方とい
はしめても、結局県すなわち知事さ
んにこやつかいになるのであります。知
事さんにもまた熱心に移民問題をや
つていただくわけでありませう。私は別
になんか張り合ひをやるつもりではござ
いませう。

ませんし、十分他省と協力してやつて
行くつもりでございます。ただ先ほど
申し上げましたのは、政府の内部の各
省の分担といひしめて、海外移住の
ことが外務省所管となつてゐる。従つ
て外務省で連合会に委嘱してやるとい
ふことを申し上げただけでございます。

○松岡委員 さつき足立委員が御指摘
されたように、外務省の打つべき手は
他にある。ほんとうはもちろはもち屋に
まかして行く方がいいと私は思いま
す。それで今のようによいお尋ねしたの
です。こういう点に全力を尽して、向う
に送り出し、あるいは受入れさせると
ころのものをほんとうにこしらえて行
く、あとはこつちの方にまかせるとい
うようにして行くのがほんとうだと思
うのです。それを外務省が全部やら
なければならぬといふように何か新聞で
伝わつておりますが、農林次官と外務
次官が何か夜を徹してどうだんとい
う話はおかしな話だと思ひましたか
ら、まさかそんなことはあるまいと思
つた。けれども外務省は十分にやつて
おるかどうかと思つたから、私は今の
ことをお尋ねしたのであります。こういう
ことこそ外務省は全力を尽して行つてし
かるべきだと私は思ふ。移民課長とし
ては、そんな小さなブラジルとかの
三千五百とか五千そこ／＼のところ
で、日本のあり余つてゐる人口問題
をどう解決できるかと考へてですか。そ
の一番あり余つてゐる農家の次三男の問
題と常に接合をしておるところのもの
が、今の農林省の農地局の方の仕事じ
やないかと私は思ふのでございませう。
これは特に考へをいたさなければなら
ぬと同時に、今の國家の對策、日本

の人口問題から言つて、これはほんと
うに大切な問題ですから、そんなちつ
ぽけな問題じゃないのです。そういう
点から今申し上げたように、全力を尽
してやつて、片方はおまかせするよう
にしてはどうか。民間のなれた人にま
かすといふ、そんなことでは私はいか
ぬと思ふ。これこそそういう小さな問
題ではない。民間の者にやらせてもま
かされるものではないという自信を持
つておらなければならぬ。何かそこに
因縁情実があつて、もうどうこうす
ることのできないやうになつてゐるこ
とがあるとするといふへんなことだと思
ひます。それらの人はただでやるんじや
ない。政府の方から補助金は参りま
しても、その補助金ばかりではいけない
だらうから、そこに若干利潤もつけな
ければならぬとか、すべての経費もか
かるやうなぐあひになるだらうと思ふ。
そういうやうなものよりも、もち屋に
まかせて——農林省がああいうふう
に入植方面などで十分活躍してゐる。私
も開拓をやつてゐますからよく知つて
います。そういうぐあひにやるべきだ
と思ふからお尋ねするのでありますが、ど
うか外務省として、この辺をあなたから
大臣、次官によくお話いたしたい。日
本の國策としての移民政策をいかにす
べきかといふことを大きくとりはから
うように、あなたの方からひとつ伝え
ていただきたいものだと思つ次第でござ
います。さつきのお話を聞いて、これが
参事官の話かと思つと、あまりになさ
けない。日本の國情を知らざることは
なほだしいといひたいやうな氣持がし
ます。私の言うことはこれだけであり
ますが、どうぞもち屋にまかせて、自
分の責任は十分に果すやうに御努力い

ただくように、早く考へをとりまて
ていただきたいものと切に希望し
て、私は終ります。

○石黒説明員 ただいま何かのつびき
ならないやうな事情があつて連合会を
つくつたかのごときお言葉がございま
したが、そういうことは決してござい
ません。信頼をいただいたいてる役人
として一言弁明をさせていただきます。

われ／＼の後にはこい會計検査院も
おりますから、決して國費を濫費する
やうなことはございませう。またもち
はもち屋にまかせよといふお話でござ
います。これは先ほど来申し上げま
すやうに、設置法に基きまして役所の
分担がきまつております。もちろん農
村問題、次三男對策問題等々の関連
はわれ／＼も十分わかつておりますか
ら、農林省と協議いたしまして選考い
たしたいと思ひます。

○松岡委員 協議いたしましてとい
うと、今までの考へを相當改めたいだ
けと拝聴してよろしうございませう
か。

○石黒説明員 今までと同じでござ
います。私は先ほど来協議して相談し
てゐる——一人でやるやうに皆さんお
つしやつておりますが、決してそのよう
なことはございませう。

「政府が予算をかけないのはどう
いうわけだ。」「善処だけじやだ
めだ。」と呼ぶ者あり」

○松岡委員 足立君の言われるやうに
單なる善処ではいかぬのです。農林省
をみんなノック・アウトしよう。予算
もみな移せといふ話も聞いている。足
立君もちやんと考へてゐる。こういう
ことのないやうにするといふお考へが
あると、ここではつきり承知してよう

ございませうか。

○石黒説明員 私が申し上げること
は、連合会に委託いたしますお金は、
外務省で所管いたしたい。しかしなが
ら農林省に十分協力していただいてや
つて参りたい、かやうに存じておりま
す。農林省が協力いたしますために予
算をお使いになることは當然だらうと
思ひます。

○松岡委員 外務省がやるべきこと
をやつていないで、農林省のところに
ばらうといふ考へがあるからこんなこ
とになつてしまふ。もちはもち屋とい
うぐあひにしつかりして、國家のむだ
を廢し、能率をあげるやうにしていた
だかなければならぬ。他の委員諸君の
質問がありますから、私はこれで終り
ます。

○井出委員 長 吉川君。

○吉川(久)委員 私はききよう農業移民
の問題について質疑が行われることに
なつておりましたので、先日の理事會
において總括主管官庁である外務省の
政務次官の出席をお願いしておいた
のでございませうが、總括主管官庁である
ことをお忘れになつたのか、今日はお
見えにならない。むしろ農林省の方の
政務次官がお見えになつております。
私は非常に遺憾でございますが、まず
最初に農林政務次官にお尋ねをいた
します。

平野政務次官は特に農村の關係は詳
しくておいでになりますから、私が申
し上げるまでもございませうけれど
も、今日の日本の農村の現状は、農地
解放によりまして、五百五十万農家が
六百十七万戸になりました。零細な日
本の農業の特殊性とも言われていたも
のがいやが上にも零細化されまして、

先ほど降旗さんからお話もございましたように、その上に均分相続の制度が打立てられましたために、農村はこの問題について非常に悩まされております。農村の民主化のために農地解放が行われたのでございますけれども、実際は簡易裁判所が非常に多忙をきわめていて、事実を見ただけでも、民主化とはおおよそ逆行するような封建的な財産相続の問題についての措置がとられていて、それが事実でございます。こういう根本的な問題になりますと、先ほど足鹿委員からもお話があつたように、憲法問題に連関を持しますので、これは大臣の出席のときにお尋ねすることにいたしますけれども、そういうわけで農村が非常に零細化されて、人口の包容力を失つております。そこへ朝鮮動乱が勃発をいたしました、いわゆる朝鮮ブームと申します。それで大分大都市へ人口が集中したかの嚮を呈したのでございしますが、御案内の通り昨今経済情勢が逆調を呈しまして、中小企業の倒産が頻発をいたしております。そのためにその方面に従業している人々が失業をいたしまして、最近農村へどん／＼帰つております。こういう帰村の状態を見ますと、農家経済の圧迫は日に／＼激化すると見なければならぬのでございします。先ほど降旗さんからも二百七十万の潜在失業者があると云われましたが、私は三百万くらいに聞いております。こういう農村の次男の潜在失業者を擁しております。これは農政の根本の問題に触れるわけであります。野政務次官はどういう具体的な御施策を持つておいでになるのか。予算面そ

の他について今日まで私たちの納得の行く説明もなければ、また納得の行く施策も見えておりませんが、ただいまの政府の考え、平野政務次官のこれに対するお考え方をまず承つておきたいと思ひます。

○平野政務委員 吉川委員から、移民の問題が議題になつておりますので、その点を中心として申し上げますが、思い起しても傑然とします軍閥政治の犠牲として、誤れる戦いに敗れた今日、日本が四つの島に八千四百万の人口を擁し、この日本民族の運命を思ひまするときに、移民ということが私は最大の国策でなければならぬと考えております。ことにお話のように、農村の次男対策といふことは、農村の基本的な一環として、特に農林省におきましては、非常に深い関心と決意を持つておる次第でございます。しかるに今までの移民政策というものが非常に誤つておつた。この移民政策をこの際はほんとうに、最大の国策の基本から申しますならば、まづたくその構想を一新いたしまして、ほんとうに明朗にして有効な積極的移民政策を樹立しなければならぬということを痛感いたしておるのでございます。ただ先ほど中村委員の血のにじむ体験談を伺ひまして、まことに私おはずかしい次第であります。いかに今までの移民政策が誤つておつたかといふことに対する憤激のあまり、目がしらの熱くなる感を催したくらいでございます。私は中村委員の御指摘のように、過去における移民政策が、営利機關である株式会社の手によつて行われたといふようなことこそ、実にもつてのほかである。移民協会というものが先ほ

ど議題になつておりましたが、これはもちろん過去におけるそうした株式会社とは全然性格の違うものとは存じますが、今後の移民政策が、いかに多くても、少くとも、そういうような営利的な關係等に基くようなものがあつては断じてならないといふことを、深く感じた次第でございます。ただいまことの緊縮予算の建前におきまして、移民に關しますところの経費はきわめてわずかでございします。ただ移民に対する貸付金等が三億数千万円というものはありますけれども、こういうものには断じてないと思ひますが、そういうことはあつてはならないといふことを感ずるべきであつたのでございします。実は先ほど来外務省と農林省との所管の問題なども議題になつておりましたけれども、私はこういうことは断じてあつてはならない、もし政府内部におきまして、所管争ひをするといふようなことのために、多少でもこの大切な移民政策に支障を来すといふようなことがありましたならば、それこそ政府の罪万死に値することであつて、真に慚愧の至りでなければならぬと思ひわけてございします。断じてさうなことがあつてはならないと信じております。実は先般農地局長からちよつとそういうことを耳にいたしましたので、さつそく岡崎外務大臣に會ひまして聞いてみました。ところが岡崎君はきわめてあつさりとして、そんなことはもう外務省としては全然念頭にない、外務省は国内事務に干渉するといふようなことは毛頭考えておらぬといふことを言つておりましたので、これはもう外務大臣の真意は——もしなでしたら本

委員会にお呼びになればわかつておると思いますが、そういうことは考えておらぬはさうでございます。従つて私は、これらの点は法律の定めるところによりまして、両省が相協力して、さうしてこの重要な国策を進めて参らなければならぬといふふうに考えるわけで、実は先般念のために各国の移民行政に対する所管の状況も調べてみましたけれども、いづれも大部分は国内省が全部移民を担当いたしております。ただわずかにイタリアが外務省と国内省との共管になつておるといふのが一つの例外にすぎないのであります。しかしながら政府といたしましては、これはあくまでも農林外務両省がそれ／＼共管の形においてこの政策を進めて行くべきものであるといふふうに、私は考へております。特にこの移民政策において考えなければならぬことは、向うへ移民いたします選考であることと存じます。これはおそらく日本民族が今後どしどしと世界の各地に民族の移動をして行かなければならぬといふような、いわゆる選考のようなものでありますから、かつての流民政策といふようなものではないのであつて、ほんとうに日本国民の眞の代表的な人物を、海外へまづ先に送行して行くといふ心構えで行かなければならぬのではないかと申す。最初に行くと申す人が、最も適切ではないかといふ人が、つづば日本人であるといふ外に、国から思つて、さうしてスムーズに移民が進んで参りますが、万一選考を誤つたといふような場合におきましては、一ぺんにファーストインスプレッションを悪くするといふ重大な悪影響を及ぼすことになる、そこで私は選考

といふことが非常に大切だと考へておるのであります。実は一昨年農林省が、アメリカに対して日本の農村の青年を派遣いたしております。そのときにも悪い青年が行きまして、さうして日本の印象を悪くするといふようなことがありましたならば、今後の農村青年の派遣に重大な影響を与えるといふ立場から、特に農林省におきましては、この人物については厳選をいたしておるわけでございします。各県庁に連絡をいたし、大体各県から一名ないし二名の人物を、よりよつてたゞいままでやつておるわけでありますが、この選考の結果、非常にアメリカの評判がよくて、第二次、第三次といふふうにとん／＼今やつておるのであります。従つてこれからは日本からあり余つてゐる人を向うへやるというふうな觀念でなしに、ほんとうに代表的な人物を出すように移民もやらなければならぬといふふうを考えるわけで、この点におきましては、多年日本の農村を指導いたして参りました伝統的の農林省が、この選考という事務を担当いたしまして、さうしてしつかりと足を大地につけてやつて行く、またこれの海外に行つてからのい／＼な外交關係の業務につきましては、外務省においてやつていただくといふふうなふうに行くのが、最も適切ではないかといふふうにお考へておる次第であります。

○吉川(へ)委員 今平野政務次官の理想的構想を伺ひました。それはあくまでも理想的な御構想であつて、二十九年度にどういふようにするのかといふことについての具体的な施策になつていないのです。さうあるべきだ、あらねばならぬといふことをあなたは強調

しておいでになるだけなんです。何ら具体的にこうするんだとか、こうするようになつてゐるんだという何ものもないのです。農林省の農地局長のごときは、長く開拓問題、移住問題をお取扱になつた経験者であられるのです。が、そういう専門家がいて、そうして満洲移民の問題についても、戦後の内地の開拓についても、失業救済みたやうなことをやつて、都会の中の企業整備で、そこからあふれた人々を北海道あたりへ入植させたり、それからあるいは災害をこうむつて仕事がないからという人を山の中へ入植させたりして、その結果がごとくますます、みな夜逃げをして来ているじやありませんか、そういうことを体験され、しかも移住問題についての専門の平川局長のような人がいて、なぜこういうやうな問題について、一体具体的な施策を立てられなかつたのですか、そうして農村の次三男対策が農政の基本問題であると平野次官はおつしやいます。私も申しておる、その通りなんです。その通りだけれども、それはど國策的な重要な問題について、何ら農林省がこの問題の具体的な施策を持たないということは、私は怠慢だと思つたのです。そういうことで、一体今後の農村問題を解決して行かれると思つたのです。私は農林省の奮起を要望してやまない。大体怠慢ですよ、もつと真剣にやつてもらわなければ困る。外務省も次官も来ないし局長も来ない。移民問題についてきわめて熱がない。こういう重要な問題について政府全体——これは吉田内閣の重大な手落ちだと思ふ。こんなことで私は日本の農村問題、人口問題は解決しないと思つたので

す。もう少し真剣に考えてもらいたい。外務省は移民に対して、その根本的な施策を持つておられるかどうか。この点に關する足立委員の質問に對してのお答えでは、私には納得が参りません。二十九年度の移民計画の全貌を、もう一ぺん詳しく、具体的に明らかにしていただきたい。

○石黒説明員 二十九年度におきましては、先ほど申し上げましたように、三千五百人出したと考へており、ます。出します先は主として南米各国、数量的にはブラジルが大部分になるかと思つたのであります。もつともそれ以外にも日本移民をよこしてくれといふところへございまして、また南米の要望を合せましても、三千五百人の数倍に上つておるのであります。二十九年度におきましては、いろいろの關係からその程度にとどめるを得ないわけでありまして、三千五百人のうち大体二千ないし三千はブラジルに参る。あと五百ないし千はブラジル以外のところに参るものと存するのであります。そのうちではアルゼンチンが約三百くらいは確定したものと申し上げることができると思ひます。その他パラグアイ、ボリビア、コロンビア等につきましても、まだ正確な数字を申し上げる段階に参つておらないのであります。と申しますのは、要望はあるのでございしますが、従つて向うの政府も入れることに反対はないのであります。この受入れ態勢が十分できておりませんことと、われ／＼も入つてからの移民の生活を考えまして、その点を十分調査いたさせまして、納得できるところでなければ送るわけには参らないものでありますから、それが逐次明らかになつて行くまで——現在はずきりと申し上げることができないというものは、その点にあるのでございまして、予算に渡航費の貸付額三億三千万円余りございしますが、これをできるだけ節約いたしまして、一部自己資金のありまする者、あるいは呼び寄せ先からお金の調達ができます者につきましては、一部だけでも負担させて、なるべく人数をふやして行き、受入れ國側の要望に沿いたいと存じております。

○吉川(久)委員 御説明にありますが、通りに、二十九年度に三千五百人を送るというのでございまして、これは農林省もよく聞いていたかといふのですが、ただいま人口は毎月十一万近く増加をいたしております。そこを三千五百人ばかり送る、こういう程度ですか、なるほど外務省が局長も次官もお見えにならないはずでございまして。外務省の仕事としては身の入らない仕事なんです。こういうことでは、とても農村の人口問題の解決の一助にもならないのです。これをひとつ五箇年計画とか何とかいう計画を立てられて、そして諸外國との交渉をもつと猛烈にやつていただきたいと思ひます。私の聞いておりますところでは、外國の受入れ態勢がどうも芳ばしくないやうに聞いておるのであります。現地の実情を、今日までの交渉の過程において、外務省はどんなふうになつておいでですか。

○石黒説明員 現地の受入れ態勢を申し上げますと、必ずしも一様ではないのでございまして、行く先によりまして、それ／＼違つて参るわけでありまして、一口にこうだといふことを申し上げるわけには参らないのであります。われわれの原則といひますところは、もちろん行つた移民は当初数年間は非常に苦勞をいたします。これは苦勞に耐えてもらなければならぬのであります。が、それにいたしまして、苦勞のしがいがある、先には安定した生活をして得るといふ見当をつけつつやつておるわけにございまして、行く先は大體二種類にわかれるのであります。一種類は先方の耕地におきまして移民を引受けてくれて、その契約は純粹の勞務契約である場合もございまして、小作契約である場合もございまして、とにかく引受けの耕地がありまして、そこに雇われて、いわば小作農として入るのが一つの形態でございまして、この方は比較的契約もはつきりいたしますれば、心配はないのであります。ところがもう一つの方は、先ほどお話をありましたやうな、いきなりジャングルにいでむ開拓移民であります。この方は先方の政府の経営いたします入植地に当初から入りまして、開拓に従事するのであります。これは先方の政府の好意によりましていろいろの便宜を与えてもらつてゐるものであります。もちろん自分の資金も若干用意いたさなければなりません。ただ同じ政府の入植地の場合におきましても、片方うまく行つておるが、片方はうまく行かないといふことも出て参るやうな実情なのであります。そういう点を現地におきまして、大使館なり領事館の者に十分調べさせまして、また移民のお世話をしたします日本人にも十分調査をさせまして、入れておるのであります。が、今申し上げますやうに一概には言えない。従つて苦勞の度合いは、入つた移民によつても違ふかと思つたのであります。

○吉川(久)委員 私の友人がブラジルに大正十年ごろから入りまして、一人で小学校を寄付をしたといふやうな成功者であります。が、去年帰つて参りまして、あちらの事情を詳しく聞かしてくれたのでございまして。その後その身内の者が参りましたので、いろいろ事情を聞いてみますと、現地の受入れ態勢が十分でないやうに聞いておりますので、外務省としては、こういう問題に對しては、ひとつもつと積極的に御配慮を願ひたいと思ひます。

それから石黒参事官のお答への中に、外務省の渡航費は三億三千万何がしあるといふことでございまして、が、その渡航費の貸付なんかは、どんなうな方法でおやりになりますか。これは私非常にむづかしい問題だと思つたのでございまして、ごく零細な農家が、日本内地で農業をやめまして、それから海外へ移住するやうな場合に、その農地を処分いたしましたり、あるいはまた貸し付けた金をどういふやうに回収するかといふやうな問題について、どういふやうな処置をおとりになりますか。その辺についてのお考え方を伺つておきたい。

○石井説明員 今の貸付のやり方のお話を申し上げます。これは昭和二十八年度までは全部の移民につきまして、全額貸付をいたしました。ただし本年におきましては、何しろトータルの予算が少いものでありますから、なるべくその予算の範囲内で多数の人を送り出したと考へております。現地へ開拓民として入ります人間に對しては、これは行く人間に對して

金額を貸与する。それ以外に、先ほど石黒参事官からお話のありました契約労働者で参ります者がございます。開拓民で参ります場合には、現地である程度営農資金等を貸して頂けるものがございますが、何しろ現地はブラジルでございます。ブラジルは非常にのんびりしているところでございますので、なか／＼こちらの思う通りにスムーズに事の運びない場合が多いのでございます。それに対しては、二十万程度の自己資金を持つて行けということにしております。ところがコロノ移民におきましては向うに参りまして働けば、一週間目からは確実に賃金が入つて参ります。そのほか営農資金を持つて行く必要もありません。従いまして大体二十万円程度の営農資金を持つて行ける人間を選ぶということになりますれば、そういう場合には多少自己負担をさせてもいいではないかというのを考えまして、年の若い者、あるいは非常に年をとつた者は、移民の現状から考えますと、実は貴重な日本の税金をもつて行かすのでございますから、なるべく働き手だけをやる方がいいと思ひますが、なか／＼そのも行きませんので、若い子供でありますとか、あるいは非常に年とつた人につぎましては、渡航費の半分だけは自分で持つて、あとの半分は政府が貸すというやうなことでやらしてあります。

回収につぎましては、これはたゞいまのところは現地の、ブラジルで申し上げますと、アマゾンヤ拓殖協同組合という組合をつくりまして、これが受入れのあつせんをいたしております。現地に人を派遣いたしまして、数年の指導をすることになつております。中部におきましては、日本拓殖協同組合というものがございまして、それが同じやうに受入れをやつております。そこで、従来は渡航費の貸与は、政府が送出機関といたしまして、たとえば和歌山県海外協会でありましたとか、あるいはアマゾンヤ産業研究所でありますとか、そういうところに貸したのでございまして、最近連合会ができましたので、一括して連合会に金を貸しました。連合会が各移民と契約を結ぶ、また連合会は現地のそういう組合と契約を結びまして、その組合がたゞいまのところは連合会にかわつて賃金の回収をやることになつております。将来につぎましては多少また考え直さなければならぬ点もあるかと思ひますが、現状は契約をして回収するということにいたしております。

○井出委員長 吉川君に申し上げますが、まだ大分質問者がございまして、その辺を御考慮くださつてお進めを願ひます。

○吉川（久）委員 そこでこの渡航費の貸付の回収等についてはなか／＼私はむずかしいと思ふ。これは戦前にも例のあることでございまして、よほど慎重にお考えを願ひませんと、国費を使つてい／＼非難されるやうな問題等も起り得る可能性がございまして、その点は十分ひとつ御検討を願ひたいと思ひます。私は、平素の主張であります農地金融公庫のやうな制度を設けて、これが取扱いに当るといふことが最も適切であると考えて、私は同僚議員各位の協力を得て、近くそれについての措置を要請する段取りになつております。こういう私の構想について

は、前に農林漁業金融公庫法の一部改正の場合に私が所見の一端を申し述べておきました。この点について重ねて、その貸付の回収並びに移住者の農地の処分等についての機関として、非常に適切であると私が信じておることについて、局長としてはどういふやうにござらになつておりますか、その点お答えを願ひたい。

それから早くという委員長の御注意等もございまして、最後に私は平野政務次官に要望をいたしておきます。私が当初に申し上げましたやうに、この移民の問題は、これからの日本の国策としてきわめて重要な事項であると考えます。従いましてこゝいつた問題を外務省だけでやるとか、農林省だけでやるとかいうやうな、なわ張り争いはおそろくないと思ひますけれども、今まで伺つておるところによれば、予算も上ろうといたしておりますときに、事業の内容等について農林省と外務省との間にまだ何らの話し合いができていないというやうなことは、私はこの国策の推進は達成することができないと思ふ。そこで平野政務次官はよろしくこのことを農林大臣にも外務大臣にも強くお話をされて、国策としてやるからには、あまりセクト主義にとらわれないうで、もつと総合的な協力態勢を確立してやつていただくやうに強く要望をいたしまして、私の質疑を終ることになつた。ひとつ両方からお答えを願ひます。

○平野政府委員 先ほども申し上げましたやうに、政府として万一部内においてなわ張り争いがあつて、そのために移民政策に若干でも支障を来すといふやうなことがあつてはゆゆしき大事であると考えておるわけでありまして、しかし先般ちよつとそういうことを耳にいたしましたので、外務大臣に伺つてみました。岡崎さんも全然そういうことは念頭にもないという話であつたので安心しておつたところ、実は日本委員会以外務、農林両事務当局の御答弁を伺つておると、若干そういうことがあるやうにも思われ、私としても非常に遺憾で申訳ないと思ひます。ことに外務当局におかれては、当初の御説明では、全然農林省とお話がなかつた、委員の御質疑があつてから農林省と協議するといふやうな説明があつたわけで、この点私はまことに申訳ないと思つております。お話の通りでございまして、万遺憾なきやうに政府内部の意見を統一して、移民政策の積極的推進に努力いたしたいと存する次第でございまして。

○平川政府委員 この移民に対する金融の問題につぎましては、なか／＼むずかしい問題であると思ひます。輕々に結論を出し得ない問題であると思ひますが、ただ實際問題といたしまして、金持だけが行くわけではありませんで、必ず借材を持つておる者もあるやうと思ふ。また農家でありまして以上は、若干の農地を持つておる者もありません。それらの財産の処分なり借材の整理なりといふことは、やはり農業協同組合等の機構を活用することが非常によいことだと思ひます。吉川委員の御構想もわかつておりますし、農地に関する何か特別の金融公庫でもできれば、そういうものと何らかの形において結びついた運用をすることが一番よいのではないかとこのやうに考えておる。ただ直接的にそれが扱ふことがいか

うかについては、なお検討を要するのではないかと。しかしそういう機構を何らかの形において活用することが必要であり、望ましいことではなからうかと考えております。

午後六時四十五分散会